

川越市こども計画 (素案)

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 国の動向

我が国では、多様な価値観・ライフスタイルの浸透により、未婚化や晩婚化が進み、また、仕事と子育ての両立の難しさや、子育て・教育にかかる費用負担など、さまざまな要因が複雑に絡み合い、急速な少子化に歯止めがかかっていない状況です。また、少子化や高齢化による社会構造・経済構造の変化に加え、子育て世帯の核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こども・若者・子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会的背景のもと、こどもや若者が自分の居場所を持つことが難しくなっており、それに加え、ヤングケアラーの顕在化、不登校の児童・生徒の増加、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもたちへの貧困の連鎖等の社会課題が複雑化してきており、また児童虐待やこどもの自殺など重大な事件も後を絶たず、こども・若者の置かれている状況は一層厳しいものとなっています。子育て当事者についても、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚えること、依然として家事・育児の負担が女性に偏っている社会状況、仕事と子育てを両立できる環境の整備が十分に整っていないなど、解決すべき課題が多く残されています。

このような状況下で、政府では、こども政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に推進することを目的として、令和5年4月1日にこども家庭庁を創設しました。同庁は、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考える庁として、こども政策に関する司令塔としての役割が求められています。

こども家庭庁創設と同日に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、「こども基本法」の規定に則り、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が同年12月に閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されています。

「こども基本法」や「こども大綱」において、国や地方公共団体が、こども施策の策定・実施・評価を行う際には、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが求められています。本市としても、こども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、より実効性の高い施策を推進していくためにも、欠かせないプロセスだと認識しています。

また、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化傾向を反転させるラストチャンスと捉え、少子化対策の加速化プランを掲げています。それを着実に実行するために、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年10月1日に施行され、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「全てのこども・子育て世帯への支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」に資する施策の実施に向けた取組が進められています。

(2) 本計画策定の趣旨

これまで、本市では、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「川越市次世代育成支援対策行動計画(かわごえ子育てプラン)」や、こども・子育て新制度の実施にあたり、「川越市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～令和元年度)(以下、「第1期計画」)」及び「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)(以下、「第2期計画」)」を策定して、こども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

本計画は、「第2期計画」策定以降の国・県等の動向や、こども・子育て環境を取り巻く社会状況の変化等に対応するとともに、本市の実情やこども・若者・子育て当事者をはじめとした市民の声を踏まえながら、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用見込みに対する提供体制の確保方策等を定め、本市のこども・若者、子育て支援施策の総合的かつ計画的な実施を目的として策定するものです。

また、本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含することによって、「第2期計画」までは対象とはしていなかった若者に関する事項も含めています。更に、「第2期計画」までは、未就学児や子育て当事者に関する施策の比重が大きくなっていましたが、本計画では、就学後のこどもや若者に関する施策についても拡充しています。

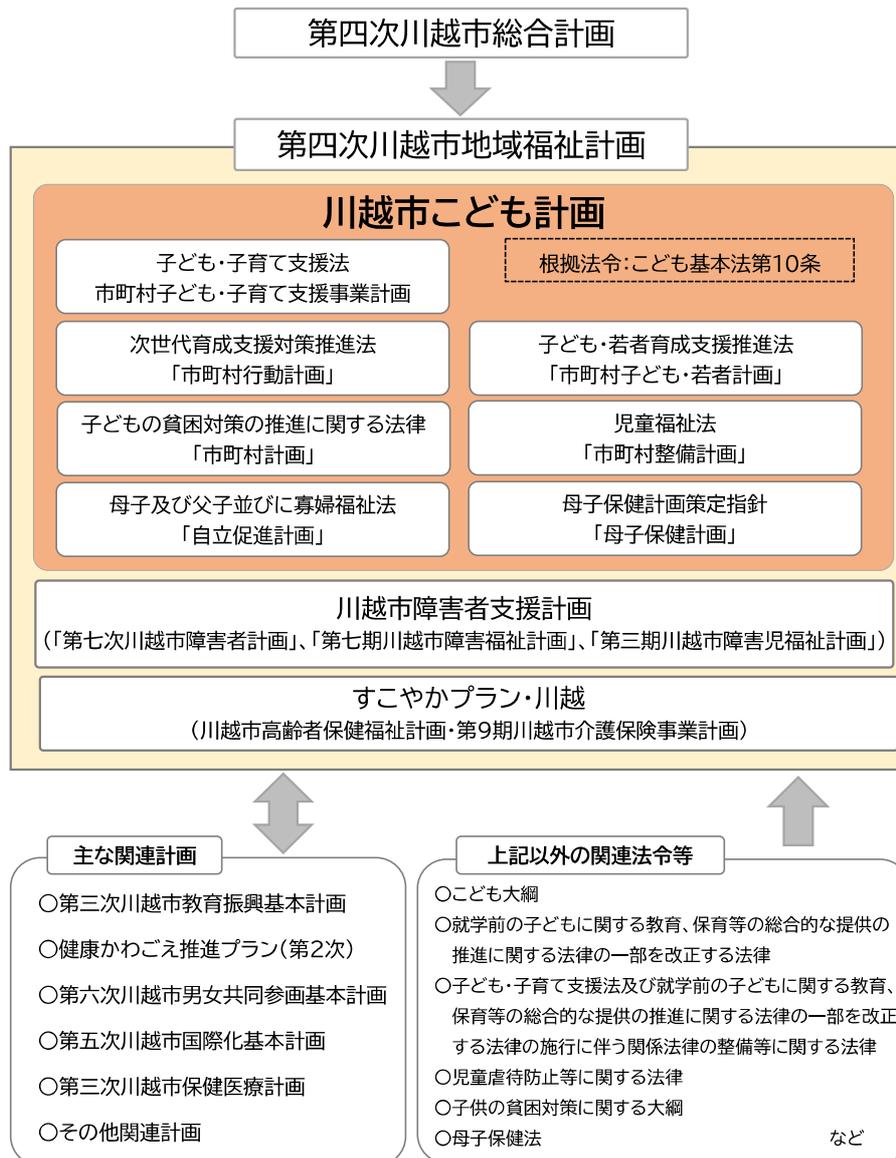
2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」を包含した一体的な計画として策定しました。

(2) 計画体系における位置づけ

本計画は、「第四次川越市総合計画」を上位計画とし、「第四次川越市地域福祉計画」のもと、保健・福祉・教育分野等の関連する計画と整合を図って策定するものです。



3. 計画の対象

本計画は、妊娠期を含め、0歳から18歳未満のこども、18歳から30歳未満の若者[※]と、子育て当事者を対象としています。

※施策によっては、40歳未満のポスト青年期を含む。

4. 計画の期間

本計画は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間で計画期間とします。また、計画期間中に制度変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年を目安に見直しを行うこととします。

	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
川越市総合計画	第四次計画 (平成28年度～)					第五次計画 (～令和17年度)				
川越市地域 福祉計画	第四次計画				第五次計画 (～令和14年度)					
第2期川越市 子ども・子育て 支援事業計画										
川越市こども計画						★ 中間年				

5. 計画の策定体制

(1) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (川越市子ども・子育て会議)

学識経験者、教育・保育・福祉関係者、公募市民等から構成される川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(以下、川越市子ども・子育て会議)において、計画内容の審議を行いました。

(2) 本計画策定に向けた調査（令和5年度実施）

【子ども・子育て支援に関するアンケート調査】

幼児教育・保育及び地域の子育て支援の量の見込みの設定及び今後の利用希望による各事業のニーズ量を適切に把握し、本市のこども・子育て支援施策の参考とすることを目的に、本調査を実施しました。

○ 調査の種類及び対象者

種類	対象者	対象者数
就学前児童保護者用アンケート	就学前児童がいる家庭の保護者 (住民基本台帳より無作為に抽出)	2,400 人
放課後児童クラブ(学童保育)利用保護者用アンケート	放課後児童クラブ(学童保育)を利用している児童の保護者	3,079 人

※抽出日:令和5年9月14日

○ 抽出方法

就学前児童保護者用アンケート:住民基本台帳からの無作為抽出

放課後児童クラブ(学童保育)利用保護者用アンケート:

放課後児童クラブ(学童保育)利用児の保護者全員

○ 調査方法

就学前児童保護者用アンケート

[配布]郵送配布

[回収]郵送回収又はインターネット回答

放課後児童クラブ(学童保育)利用保護者用アンケート

[配布]放課後児童クラブ(学童保育)を通じて配布

[回収]放課後児童クラブ(学童保育)を通じて回収、郵送回収又はインターネット回答

○ 調査期間

令和5年9月25日から同年10月20日まで

○ 回収結果

区分	配布数	有効回答数	うち郵送回答	うち WEB 回答
就学前児童保護者用アンケート	2,400	1,060	412	648
		44.2%	38.9%	61.1%
放課後児童クラブ(学童保育)利用保護者用アンケート	3,079	1,541	603	938
		50.0%	39.1%	60.9%

※有効回答数(上段)、有効回答率(下段)

【子ども・若者の意識と生活に関する調査】

すべての子どもが生活環境に左右されず、夢を持って成長していけるよう、日常生活や社会生活の自立と安定を目指した支援の検討にあたって、市内の子どもたちの意識と生活実態を把握することを目的に、本調査を実施しました。

○ 調査の種類及び対象者

種類	対象者	対象者数
小学5年生対象調査	小学5年生の子どもがいる世帯の子どもと保護者	3,167 世帯
中学2年生対象調査	中学2年生の子どもがいる世帯の子どもと保護者	3,248 世帯
16～17歳対象調査	16～17歳の子どもがいる世帯の子どもと保護者	800 世帯

※抽出日:令和5年11月1日

※1世帯に対象の子どもが複数いる場合、それぞれの子どもに配布しているため、以下「○回収結果」の「配布数」と「世帯数」に相違があります。

○ 抽出方法

小学5年生対象調査:小学5年生の子どもがいる全世帯

中学2年生対象調査:中学2年生の子どもがいる全世帯

16～17歳対象調査:住民基本台帳からの無作為抽出

○ 調査方法

小学5年生対象調査・中学2年生対象調査

[配布]学校を通じての配布及び郵送配布(私立小学校/中学校に在籍している人のみ)

[回収]郵送回収又はインターネット回答

16～17歳対象調査

[配布]郵送配布

[回収]郵送回収又はインターネット回答

○ 調査期間

令和5年12月4日から令和6年1月26日まで

○ 回収結果

区分	配布数	子ども票	保護者票	親子マッチング できた票数
小学5年生対象調査	3,178	1,259	1,152	954
		39.6%	36.2%	30.0%
中学2年生対象調査	3,257	1,129	994	766
		34.7%	30.5%	23.5%
16～17歳対象調査	800	246	259	202
		30.8%	32.4%	25.3%

※有効回答数(上段)、有効回答率(下段)

【若者の意識と生活に関する調査】

すべての若者が誰一人取り残されず夢と希望を持って成長・活躍していけるよう、日常生活や社会生活の自立と安定を目指した支援の検討にあたって、市内の若者の意識と生活実態を把握し、施策検討の参考とすることを目的に、本調査を実施しました。

○ 調査の対象者

調査対象者:川越市在住の18歳から39歳の若者

※抽出日:令和5年11月1日

○ 抽出方法:住民基本台帳からの無作為抽出

○ 調査方法

[配布]郵送配布

[回収]郵送回収又はインターネット回答

○ 調査期間

令和5年12月4日から令和6年1月26日まで

○ 回収結果

区分	配布数	有効回収数	うち郵送回答	うち WEB 回答
若者の意識と生活に関する調査	2,981	660	233	427
		22.1%	35.3%	64.7%

※有効回答数(上段)、有効回答率(下段)

(3) 支援者等へのヒアリング

アンケートによる量的な調査だけでは把握が難しいニーズや、市のこどもを取り巻く状況について、こどもの支援者側から直接話を聞くことにより把握する、質的な調査として実施しました。

○ 調査対象

分野	対象者
① 学校・教育	小学校・中学校・高等学校の教諭、養護教諭
② 幼児教育・保育	幼稚園教諭・認定こども園教諭・保育士
③ 地域のこども支援者	主任児童委員・子どもサポート委員会・児童養護施設関係者
④ 社会福祉協議会・市民団体等	社会福祉協議会・こども食堂や学習支援等を行う民間団体
⑤ 市職員	家庭児童相談員・母子父子自立支援員・保健師・スクールソーシャルワーカー・ケースワーカー

(4) こどもの居場所に関するオンラインアンケート

「こどもの居場所」について、令和5年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の追加調査として、小学校進学後のこどもの居場所に関するニーズを把握することを目的に、本調査を実施しました。

- 調査期間 令和6年7月8日から同年7月19日
- 調査対象 公立保育所利用園児の保護者(1,319名)
- 回答状況 1,151名(87.2%)

(5) こども・若者からの意見聴取

こどもや若者の意見を聴き、対話しながら、ともに進め、こどもや若者にとって最もよいことは何かを考えながら、こどもや若者の視点に立った施策検討の参考とすることを目的に、実施しました。

○ 調査対象

対象校・機関	学校数	人数
小学校	3校	17名
中学校	3校	19名
高校	1校	5名
特別支援学校	1校	5名
大学	4校	19名
川越青年会議所	—	5名

○ 実施方法

- ・担当者4名程度で各校を訪問し、教室等において対面で意見聴取を実施。
- ・メインファシリテーター、サブファシリテーター、記録係を配置。

○ 調査期間 令和6年7月9日から同年8月7日

○ 意見聴取テーマ

- ① こどもが市役所へ意見を出しやすくするために必要なこと・必要な環境
[小学生・中学生・高校生・特別支援学校生徒・大学生]
- ② 放課後や休日に過ごしたい場所 [小学生・中学生・高校生・特別支援学校生徒・大学生]
- ③ 将来について不安に思うこと、また川越市にサポートしてほしいこと
[高校生・特別支援学校生徒・大学生・若者]
- ④ 参加してみたいと思える社会活動 [大学生]
- ⑤ ヤングケアラー事例認知の有無、および想定される支援 [大学生]
- ⑥ 川越市で住み続けたい、又は川越市に移住したいと思ってもらうために必要なもの [若者]

【児童発達支援センター利用保護者からの意見聴取】

障害のあるこども、医療的ケアの必要なこども、そしてそのこどもたちを養育している保護者の日常の様子や困り事を把握し、施策検討の参考とするために、児童発達支援センター利用保護者への意見聴取を実施しました。

- 調査対象 児童発達支援センター利用保護者2名
(障害のあるこどもの保護者1名、医療的ケアの必要なこどもの保護者1名)
- 調査方法
「令和6年度第3回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議)」において、委員からの質問に回答
- 調査日 令和6年8月9日

(6) 意見公募 (パブリックコメント)

計画の策定にあたり、計画原案を公表し、広く市民意見の聴取を行いました。

- 実施時期 令和6年11月〇日～同年12月〇日
- 意見提出件数 〇件

6.持続可能な開発目標 (SDGs)への配慮

持続可能な開発目標「SDGs=Sustainable Development Goals」とは、平成27年9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、地球上の「誰一人取り残さない」を基本理念に、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17の目標と169のターゲット(具体目標)で構成されています。

SDGsの「誰一人取り残さない」という考えは、『全てのこども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、地域全体で子育てできるまち川越』を基本理念とする川越市こども計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。そのため、SDGsの考え方を念頭に置いて、本計画に掲げる施策を推進します。



出典:国際連合広報センター

7. 計画の実現に向けて

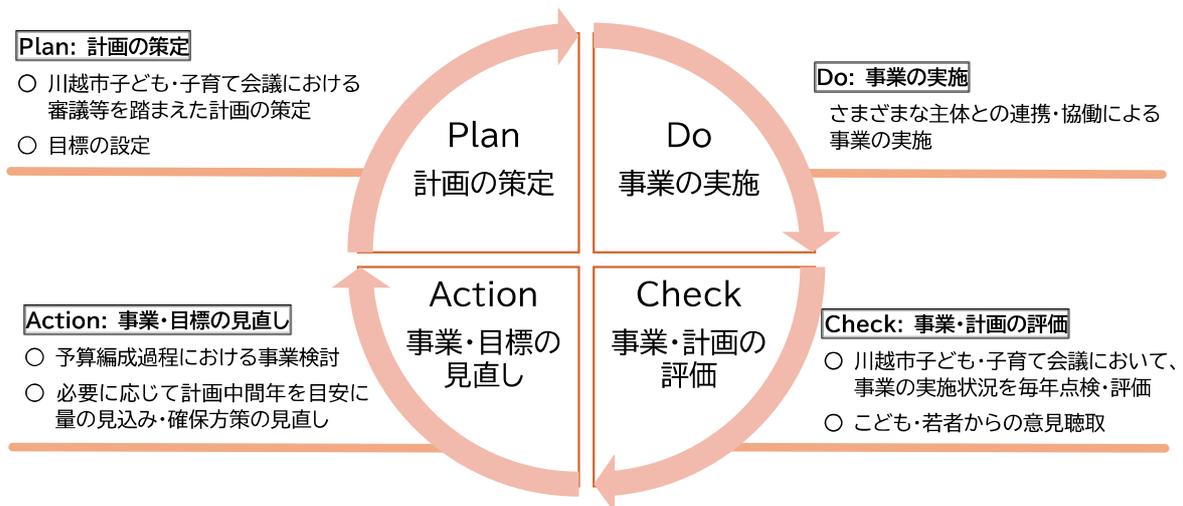
(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係機関と連携して横断的に施策に取り組むとともに、市民・事業者・地縁組織等との協働や、教育・保育関係者等のこども・子育て支援事業者をはじめとする多様な主体の連携・協力による施策の推進に努めます。

また、本計画では、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、実施中や評価の過程においても、意見を聴取し、ともに進めていくよう努めます。そして、社会状況の変化や新たな課題等に対応するため、必要に応じて、川越市子ども・子育て会議等の意見も伺い、適切に事業に反映させていきます。

(2) 計画の進捗管理

本計画に位置づけた取組を効果的に推進するため、PDCAサイクルに基づき事業の進捗状況を把握します。また、進捗状況については、川越市子ども・子育て会議において、毎年度点検・評価を行います。



8. 「こども」の表記

本計画では、「こども基本法」の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」を用いていますが、法令等で定められている場合、固有名詞を用いる場合や、他の語との関係で平仮名表記以外を用いることが適当だと判断される場合は、「子ども」、「子供」、「児童」等、平仮名表記以外を用いています。

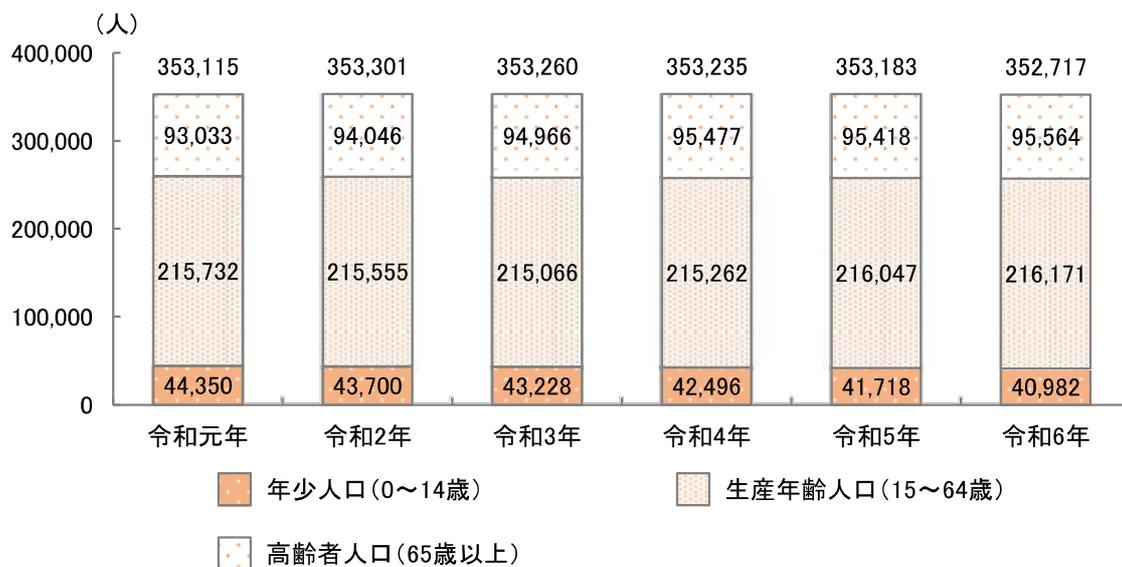
第2章 川越市の現状

1. 川越市のこどもを取り巻く基礎データ

(1) これまでの人口の推移

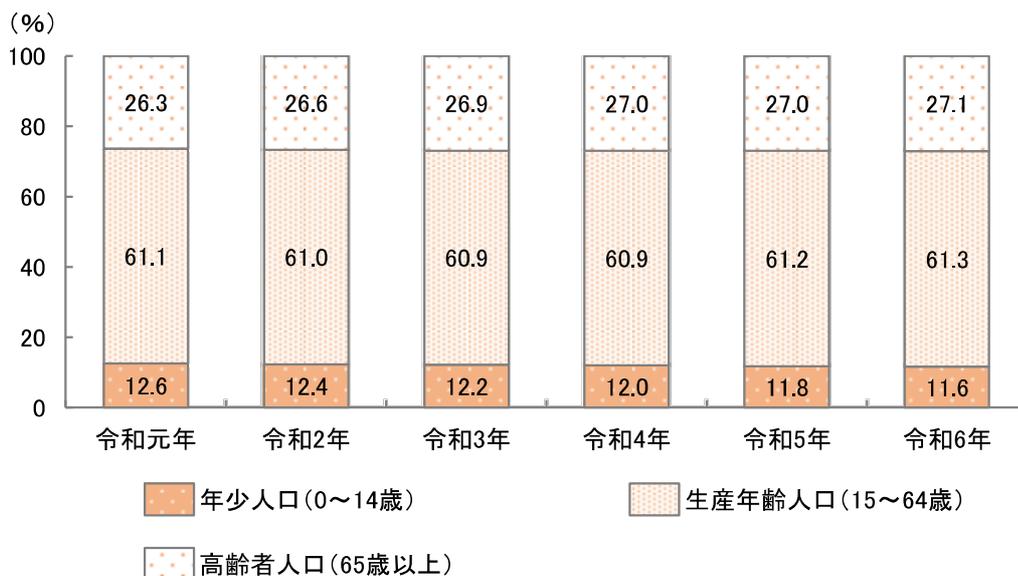
本市の総人口は令和2年から微減しています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0～14歳)は減少しているのに対し、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

年齢3区分別人口の推移(川越市)



資料:統計かわごえ

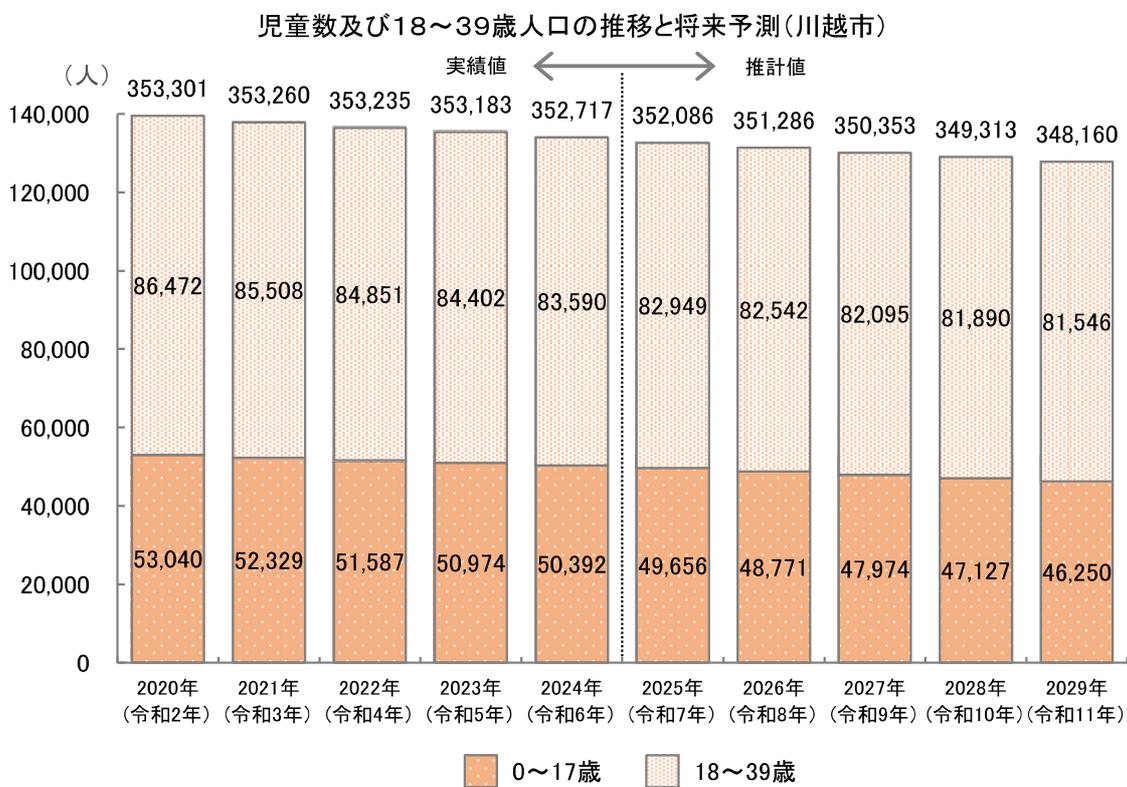
年齢3区分別人口の構成(川越市)



資料:統計かわごえ

(2) 児童人口及び18～39歳人口の将来予測

本市の児童数及び18～39歳人口の推移は、減少傾向となっており、今後も同様の傾向が続くことが見込まれています。

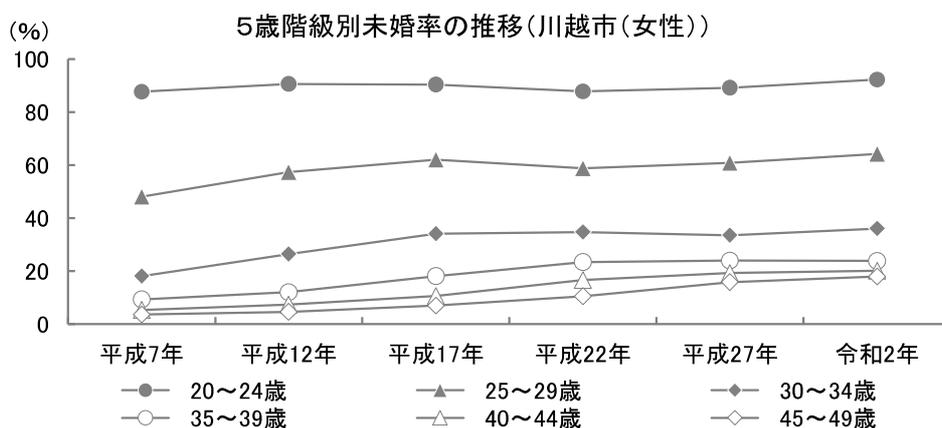
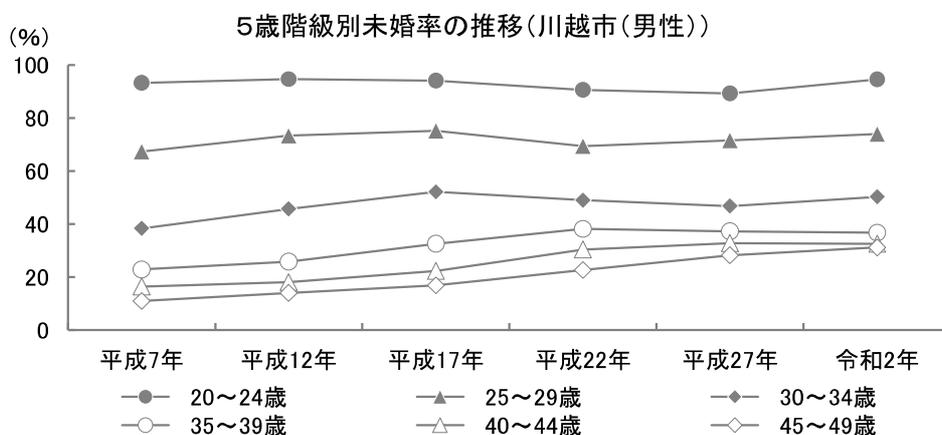


	実績値				
	R2	R3	R4	R5	R6
総人口	353,301	353,260	353,235	353,183	352,717
0歳	2,336	2,318	2,169	2,121	2,051
1・2歳	5,268	4,947	4,799	4,664	4,500
3～5歳	8,442	8,288	8,156	7,800	7,573
小計	16,046	15,553	15,124	14,585	14,124
0～17歳	53,040	52,329	51,587	50,974	50,392
18～39歳	86,472	85,508	84,851	84,402	83,590
	推計値				
	R7	R8	R9	R10	R11
総人口	352,086	351,286	350,353	349,313	348,160
0歳	2,134	2,123	2,120	2,126	2,136
1・2歳	4,377	4,354	4,428	4,413	4,416
3～5歳	7,200	7,000	6,708	6,673	6,637
小計	13,711	13,477	13,256	13,212	13,189
0～17歳	49,656	48,771	47,974	47,127	46,250
18～39歳	82,949	82,542	82,095	81,890	81,546

資料: 実績値 住民基本台帳(各年1月1日)
推計値 コーホート変化率法により、住民基本台帳人口を使用して算出

(3) 婚姻の状況

本市の未婚率は男女共に増加傾向にあります。特に、平成12年と比較した際の未婚率の増加率は、男性の45～49歳、女性の40～44歳、45～49歳で2倍以上と顕著です。



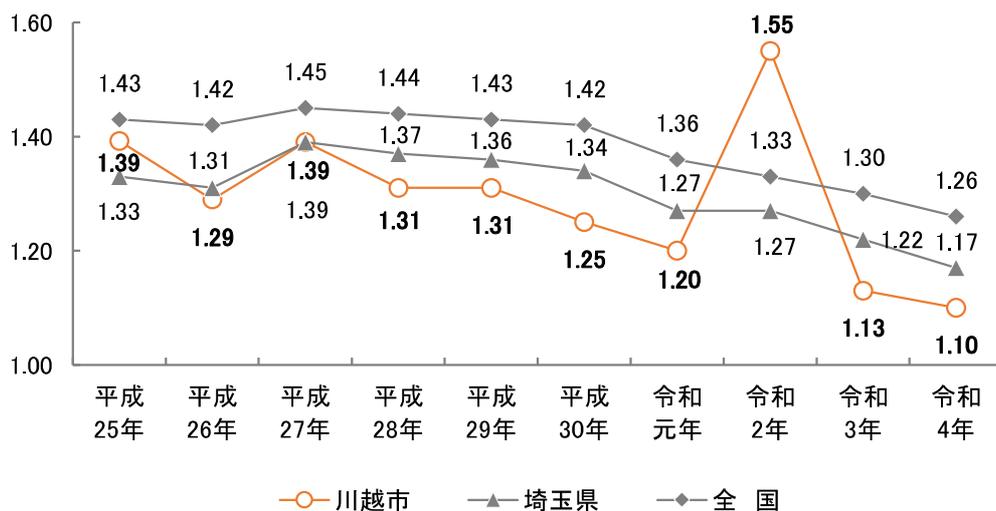
		H7	H12	H17	H22	H27	R2
男性	20～24歳	93.2	94.6	94.1	90.6	89.3	94.5
	25～29歳	67.3	73.3	75.2	69.4	71.6	74.0
	30～34歳	38.3	45.6	52.1	48.9	46.7	50.2
	35～39歳	22.8	25.7	32.5	38.1	37.2	36.6
	40～44歳	16.3	18.0	22.2	30.3	32.8	32.5
	45～49歳	10.9	13.9	16.8	22.6	28.2	31.2
女性	20～24歳	87.6	90.6	90.3	87.7	89.2	92.2
	25～29歳	48.1	57.3	62.0	58.8	60.8	64.2
	30～34歳	18.1	26.4	34.1	34.7	33.5	36.0
	35～39歳	9.2	12.0	18.1	23.3	23.9	23.8
	40～44歳	5.3	7.3	10.6	16.6	19.2	20.0
	45～49歳	3.6	4.6	6.9	10.5	15.8	17.9

資料: 国勢調査

(4) 合計特殊出生率と出生数の推移

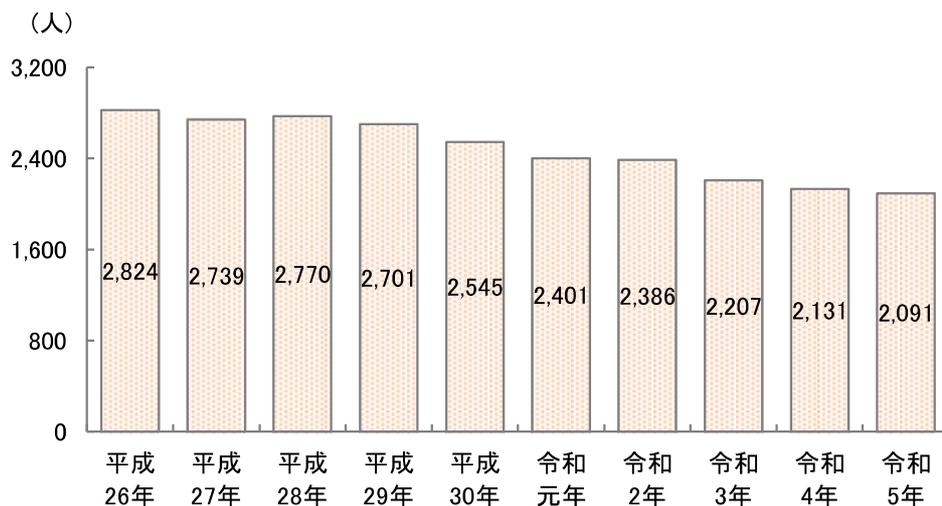
本市の合計特殊出生率は、令和2年を除き概ね減少傾向で、全国、埼玉県と比較すると低い値で推移しています。令和4年は、1.10となっています。出生数も減少傾向であり、令和5年の出生数は、平成26年の2,824人と比較して、26%減の2,091人となっています。

合計特殊出生率の推移(川越市、埼玉県、全国)



資料:埼玉県保健統計年報

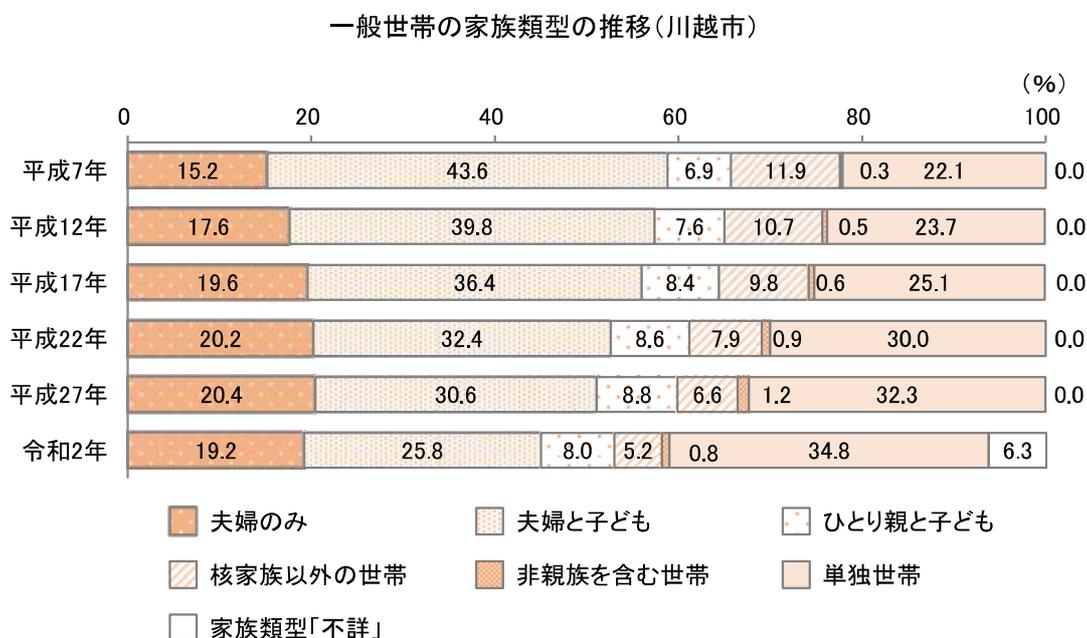
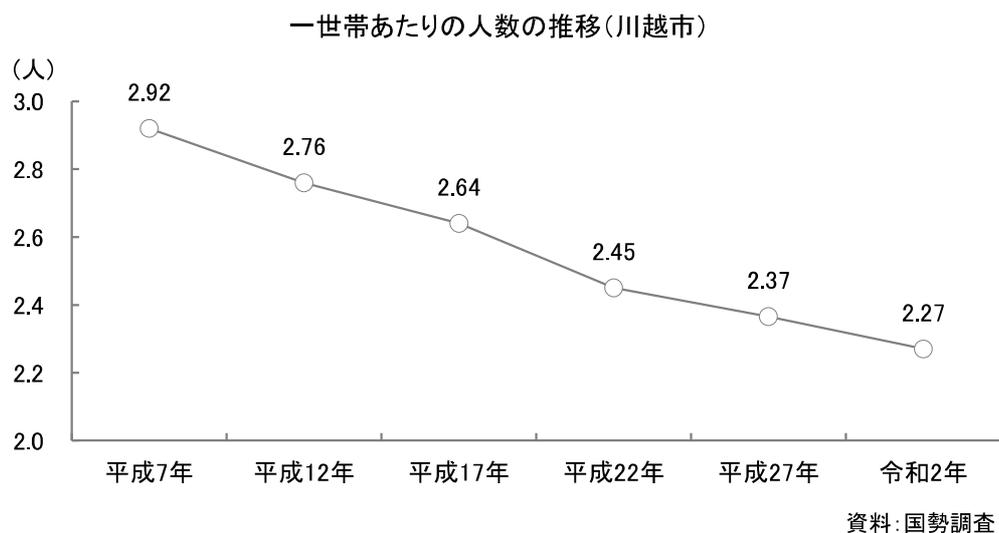
出生数の推移(川越市)



資料:統計かわごえ

(5) 世帯の状況

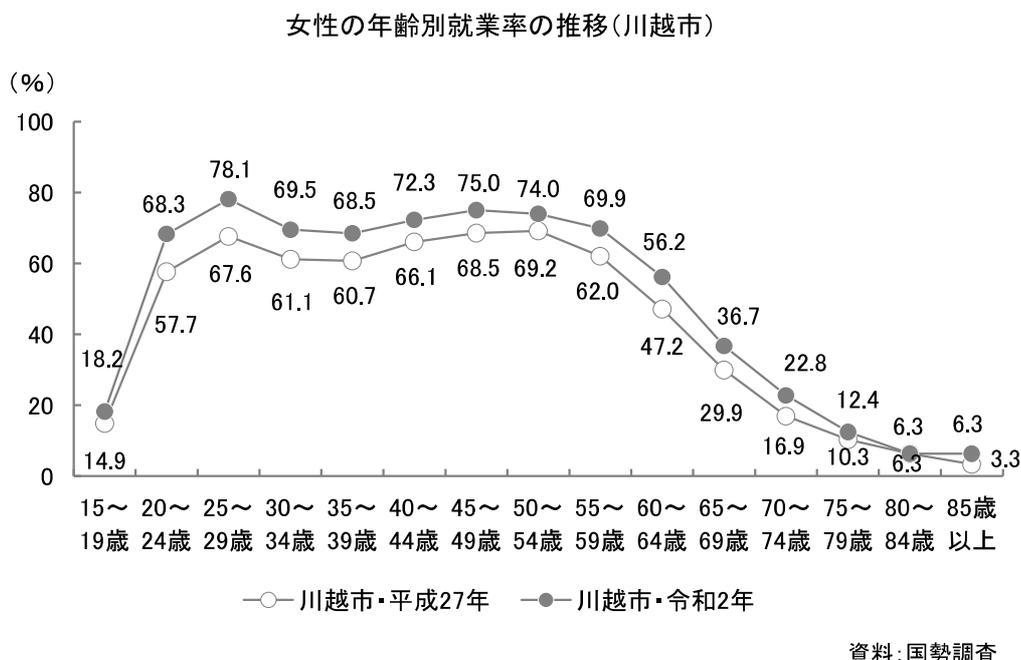
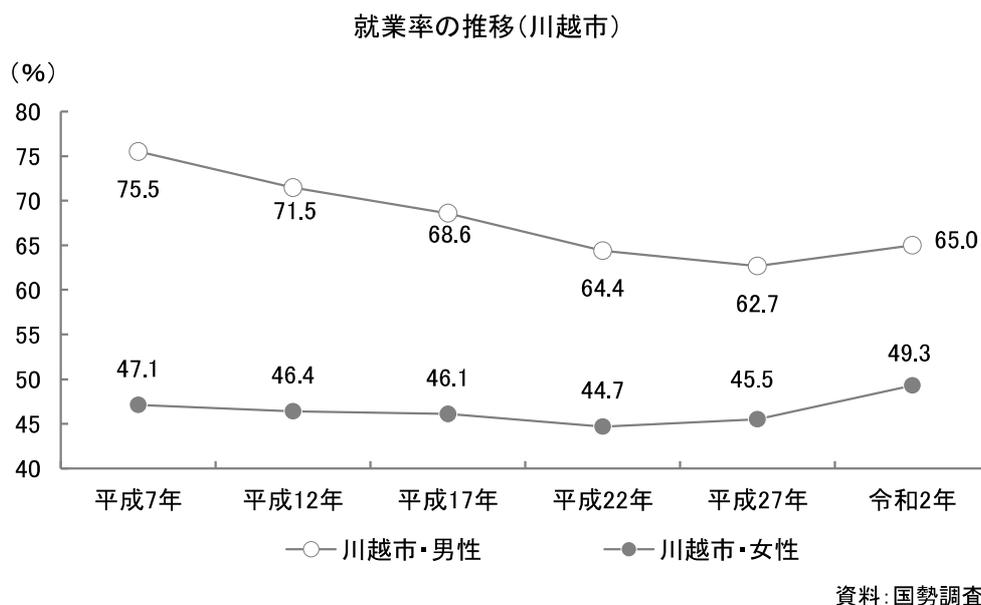
世帯の状況を見ると、一世帯あたりの人数は減少傾向となっており、令和2年では、一世帯あたり2.27人となっています。家族類型の推移では、平成7年と比較すると、令和2年では、夫婦とこどもの世帯が約4割減である一方、夫婦のみ世帯が約3割増、単身世帯が約5割増となっており、こどものいる世帯の割合が減少しています。



(6) 就労の状況

男性の就業率は平成27年までは減少傾向でしたが、令和2年は65.0%まで回復しています。女性は、平成27年までは概ね横ばいでしたが、令和2年は49.3%まで増加しています。

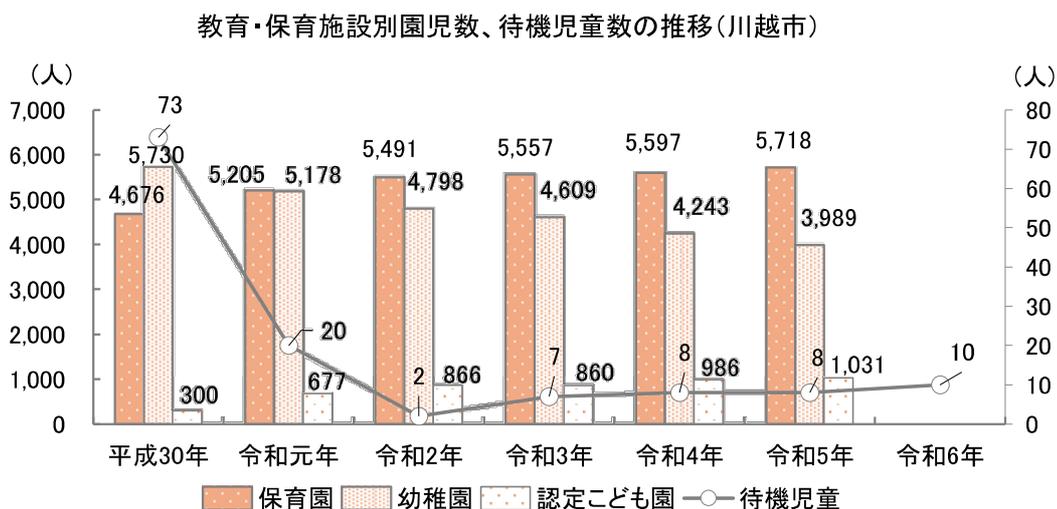
女性の年齢別就業率の推移をみると、全年齢区分において、令和2年の就業率は、平成27年よりも高い水準です。また、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブは、平成27年同様、令和2年においても30～39歳での落ち込みが見られます。



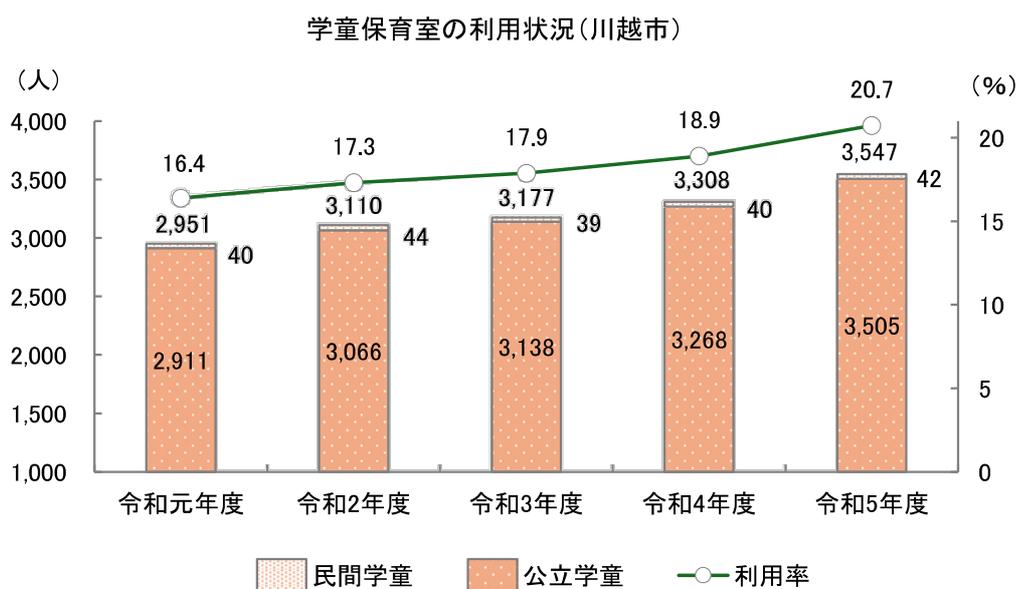
(7) 保育施設等の状況

教育・保育施設別園児数の推移をみると、幼稚園に通う園児は減少傾向にある一方、保育園と認定こども園に通う園児は増加傾向にあります。

待機児童数は、令和6年度は10人となっており、平成30年度の73人から大きく減少しています。学童保育室は、利用者数、利用率ともに増加しています。利用者数は、令和元年度と比較して、令和5年度は約2割増の3,547人となっています。



※保育所は各年12月31日時点、幼稚園・認定こども園は各年5月1日時点
 保育所には地域型保育施設を含む
 資料: 統計かわごえ、市作成資料



※利用者数は当初入室児童数
 資料: 市作成資料

2. こども・若者・保護者の意向及び現状【令和5年度調査結果より】

(1) 令和5年度実施調査について

本市では、令和5年度に、以下の3種類の調査(調査概要は第1章〇〇〇〇〇〇〇〇〇を参照)を行いました。本項では、調査①②③の結果に基づき、こども・若者・保護者の意向及び現状を図表にまとめました。各図表では、どの調査に基づいた結果であるか示してあります。

- ア「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」 →【調査①】
- イ「子ども・若者の意識と生活に関する調査」 →【調査②】
- ウ「若者の意識と生活に関する調査」 →【調査③】

【生活困難層について】

調査②では、こどもの生活における「生活困難」を「①低所得」、「②家計のひっ迫」、「③こどもの体験や所有物の欠如」の3つの要素に基づいて分類しました。その要素への該当数により、世帯を生活困難度で分類しています。

生活困難層(生活困窮層・周辺層)の定義

① 低所得	③ こどもの体験や所有物の欠如
世帯所得を世帯人数の平方根で割った値(=等価世帯所得)が厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」から算出される基準(137万円)未満の世帯	こどもの体験や所有物などに関する次の15項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上が該当している世帯 <主な項目> ・海水浴、博物館、キャンプ、遊園地、家族旅行などに行く ・毎月のお小遣い、毎年新しい洋服・靴を買う ・習い事、学習塾に通わせる、自宅で勉強する場所 ・誕生日のお祝い、クリスマスのプレゼント、お年玉をあげる ・こどもの本、スポーツ用品・おもちゃ など
② 家計のひっ迫	
過去1年間で経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか、また、「家族が必要とする食料」、「家族が必要とする衣類」が買えなかったかの7項目中1つ以上が該当する世帯	

生活困難層(困窮層 + 周辺層)、一般層の分類について

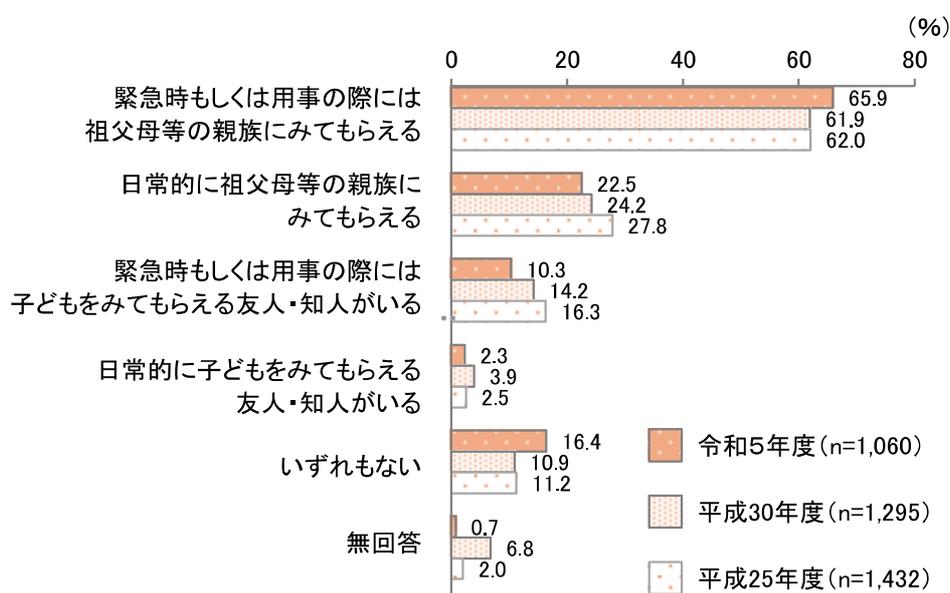
生活困難層	困窮層 + 周辺層	
困窮層	①～③の2つ以上に該当	
周辺層	①～③のいずれか1つに該当	
一般層	①～③のいずれにも該当しない	

(2) こどもの育ちをめぐる環境

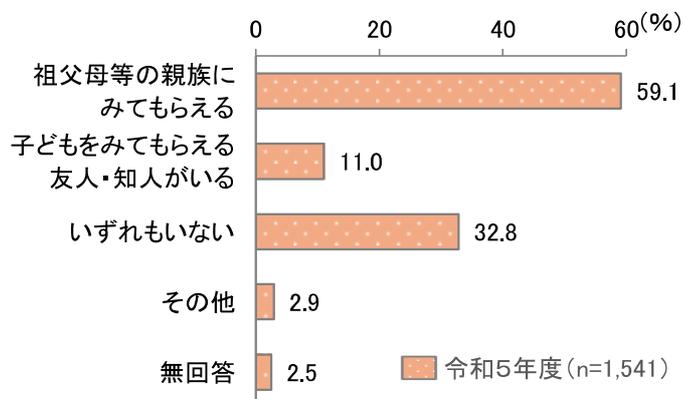
こどもをみてもらえる親族・知人の有無について、就学前児童保護者は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は65.9%で、5年前、10年前と比較し、増加していますが、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は減少しています。また、「いずれもない」と回答した人が16.4%と、5年前と比べて増えています。

放課後児童クラブ利用保護者では、「祖父母等の親族にみてもらえる」が59.1%と一番多いものの、「いずれもない」と回答した人が32.8%と約3人に1人います。

こどもをみてもらえる親族・知人の有無(複数回答)
【調査①:就学前児童保護者】



こどもをみてもらえる親族・知人の有無(複数回答)
【調査①:放課後児童クラブ利用保護者】

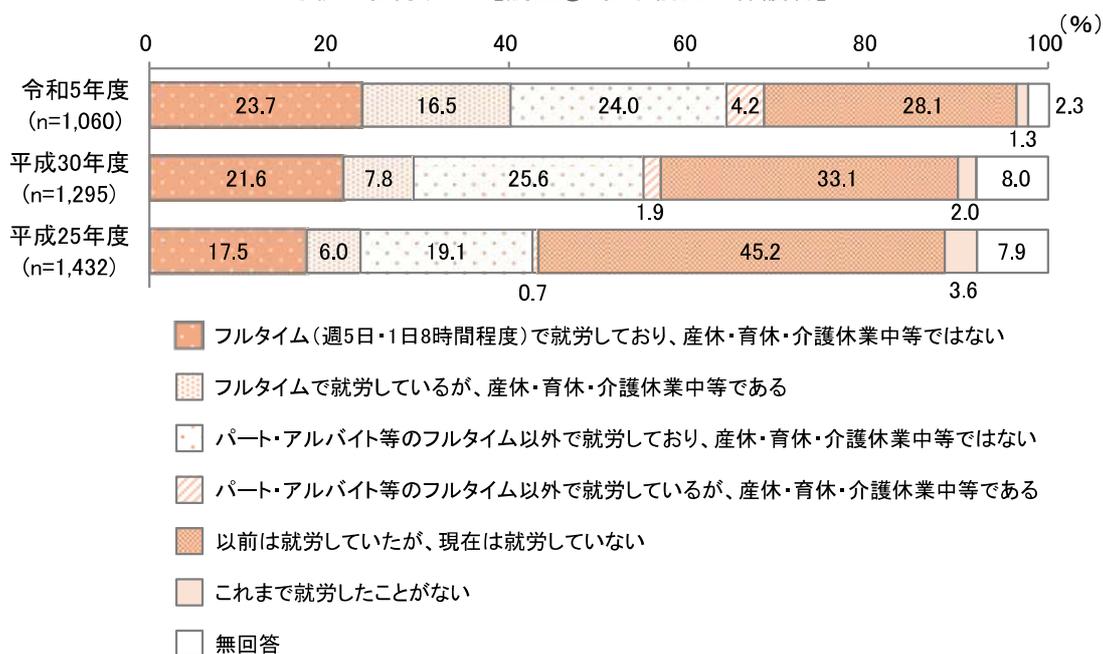


(3) 保護者の就労状況

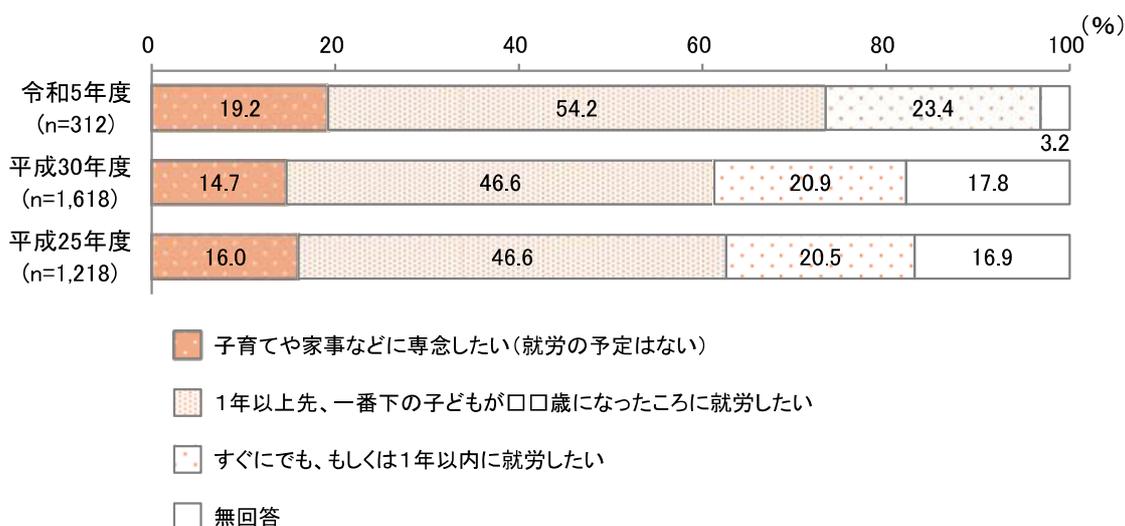
就学前児童保護者では、フルタイムで就労している母親は 40.2%で、10年前と比較して 16.7ポイント増加しています。パート・アルバイト等で就労している母親も増えており、両方をあわせると、就労している母親は68.4%で、10年前より25.1ポイント増加しています。

現在就労していない母親の就労希望は、過去2回の調査と比較して、全ての項目について割合が増加しています。

母親の就労状況 【調査①: 就学前児童保護者】



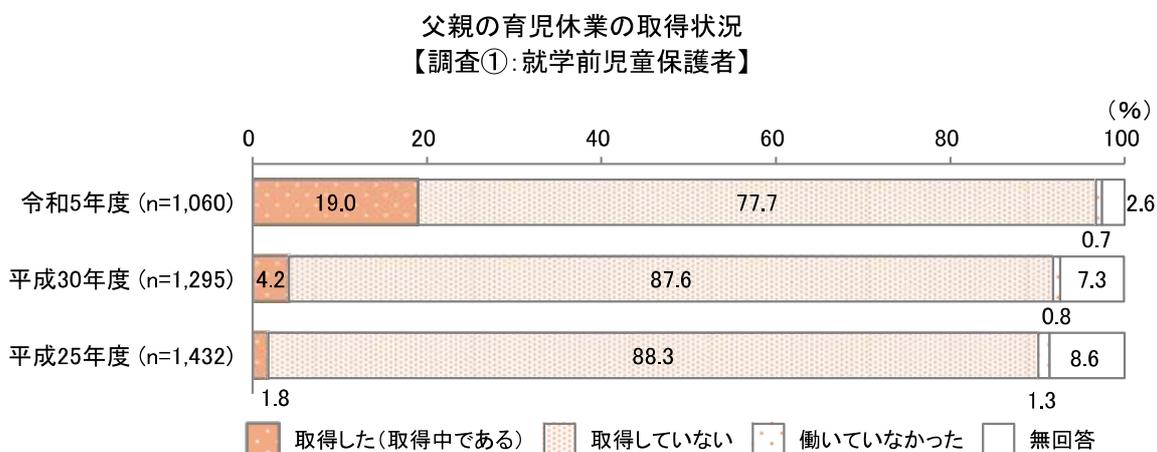
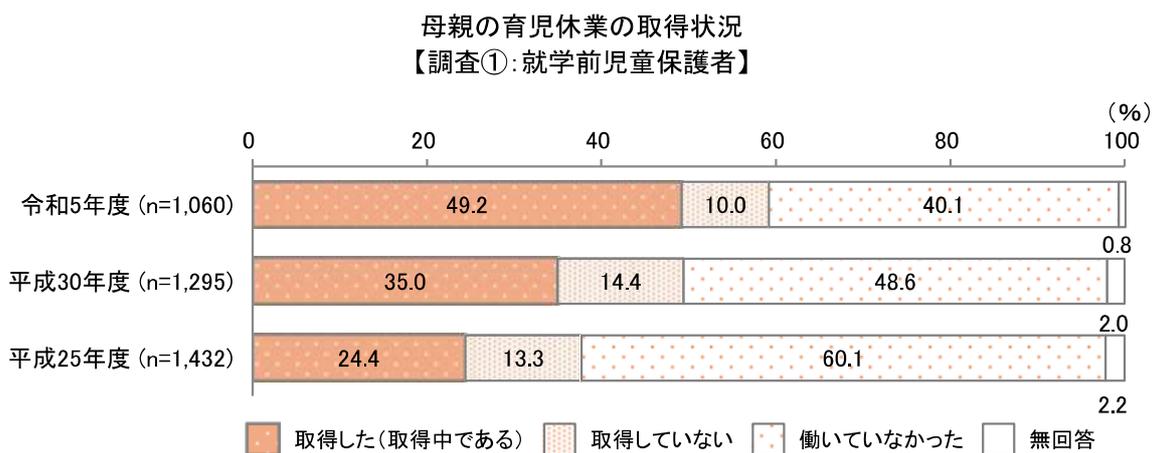
現在就労していない母親の就労希望 【調査①: 就学前児童保護者】



(4) 育児休業の取得状況

母親の育児休業の取得状況は、「取得した(取得中である)」が49.2%と、10年前と比べて24.8ポイント増加しています。

父親の育児休業の取得状況は、「取得した(取得中である)」が19.0%と、母親を比べると依然低いものの、10年前と比べると、17.2ポイント増加しており、約10倍に増えています。



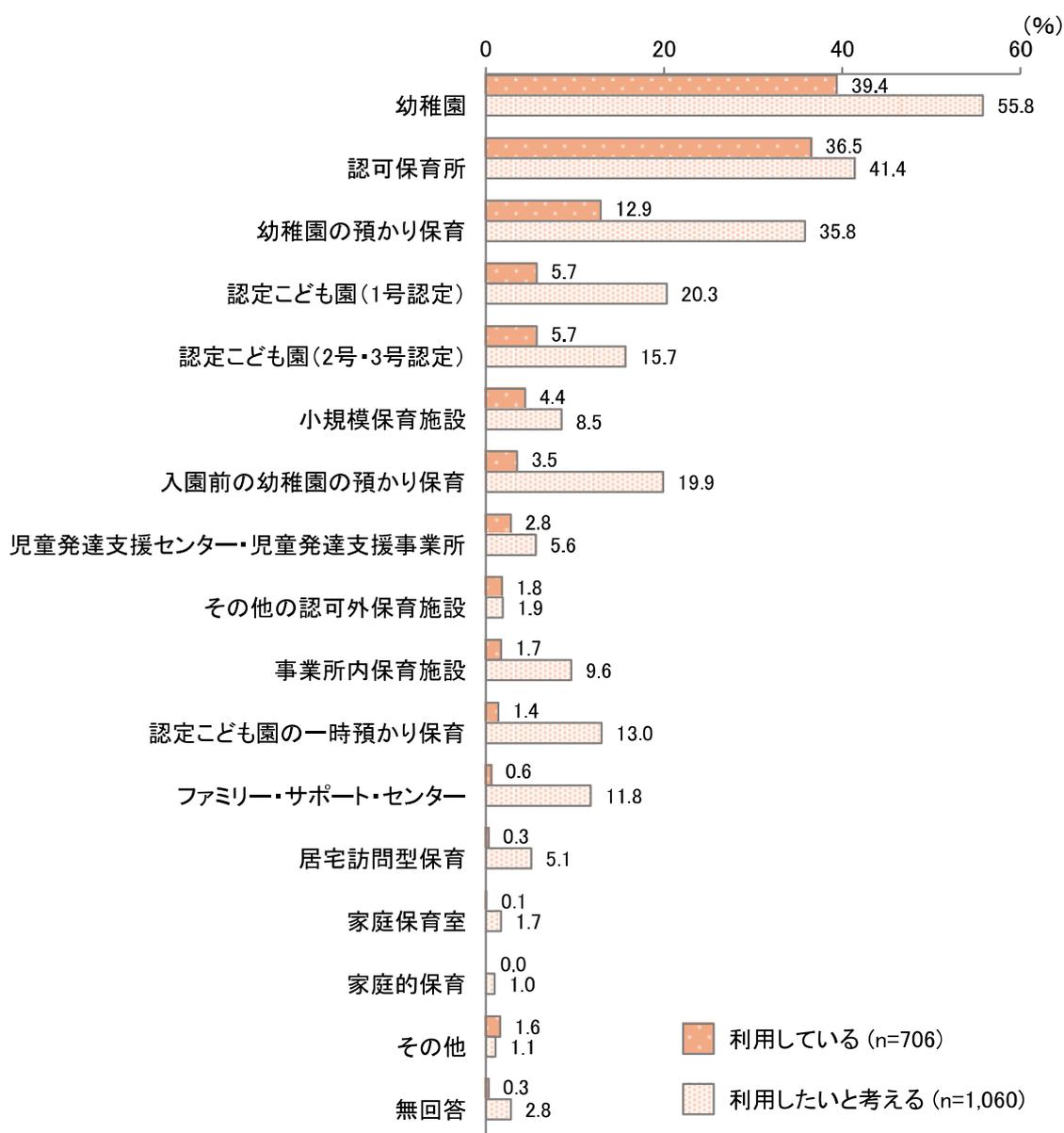
(5) 教育・保育施設等及び市の事業の利用状況

日常的に利用している教育・保育施設等は、「幼稚園」が39.4%で最も多く、「認可保育所」36.5%、「幼稚園の預かり保育」12.9%と続きます。

日常的に利用したい教育・保育施設等は、上位3位までの順位は同じですが、利用中の割合と比べて、それぞれ利用希望の割合の方が高く、特に「幼稚園」では16.4ポイント高い55.8%、「幼稚園の預かり保育」では、22.9ポイント高い35.8%の人が、日常的に利用したいと回答しています。

利用中及び今後利用を希望する教育・保育施設等(複数回答)

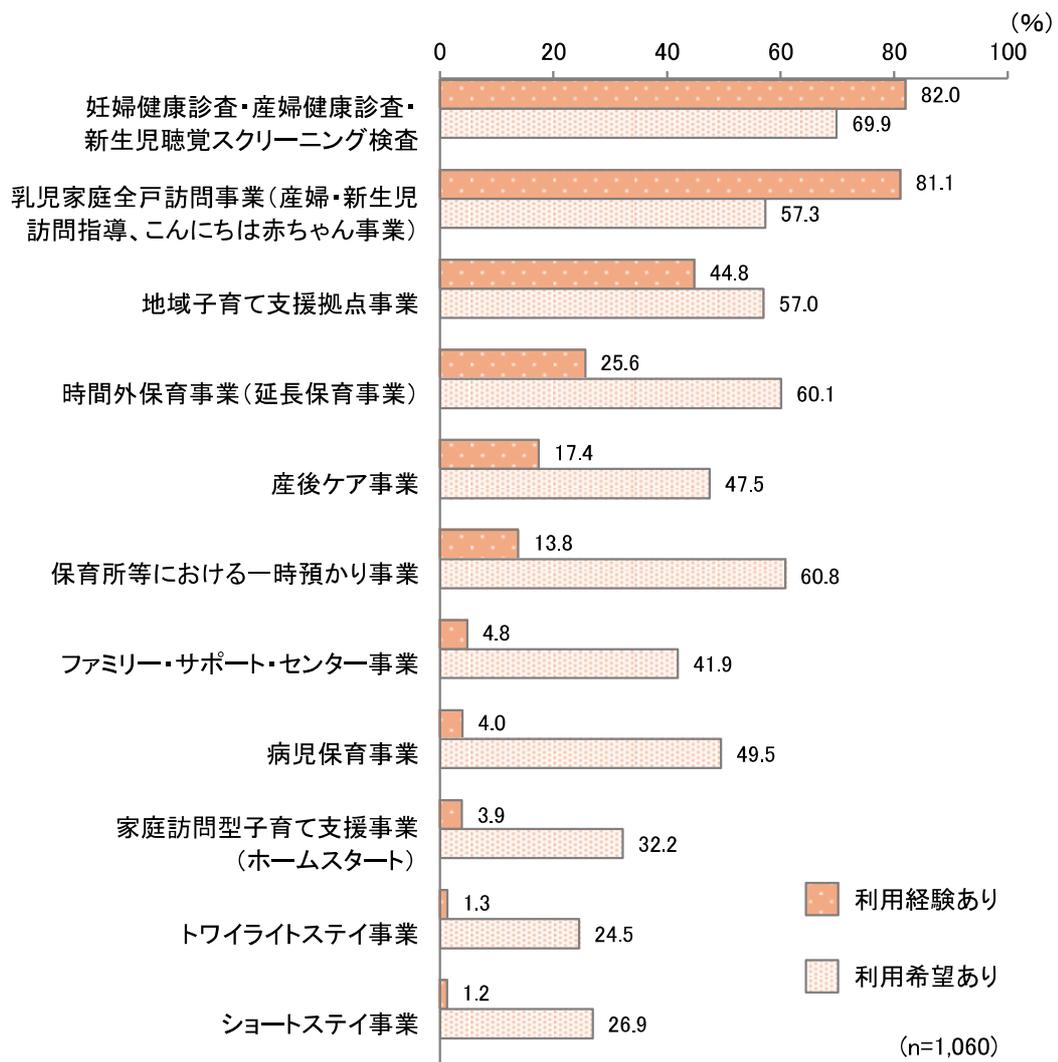
【調査①:就学前児童保護者】



市で実施している事業の利用経験では、「妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査」が82.0%、「乳児家庭全戸訪問事業(産婦・新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん事業)」が81.1%と、8割を超えて高くなっています。

利用希望では、「妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査」が69.9%、「保育所等における一時預かり事業」が60.8%、「時間外保育事業(延長保育事業)」が60.1%と、6割を超えて高くなっています。

市で実施している事業の利用経験・利用希望
【調査①:就学前児童保護者】

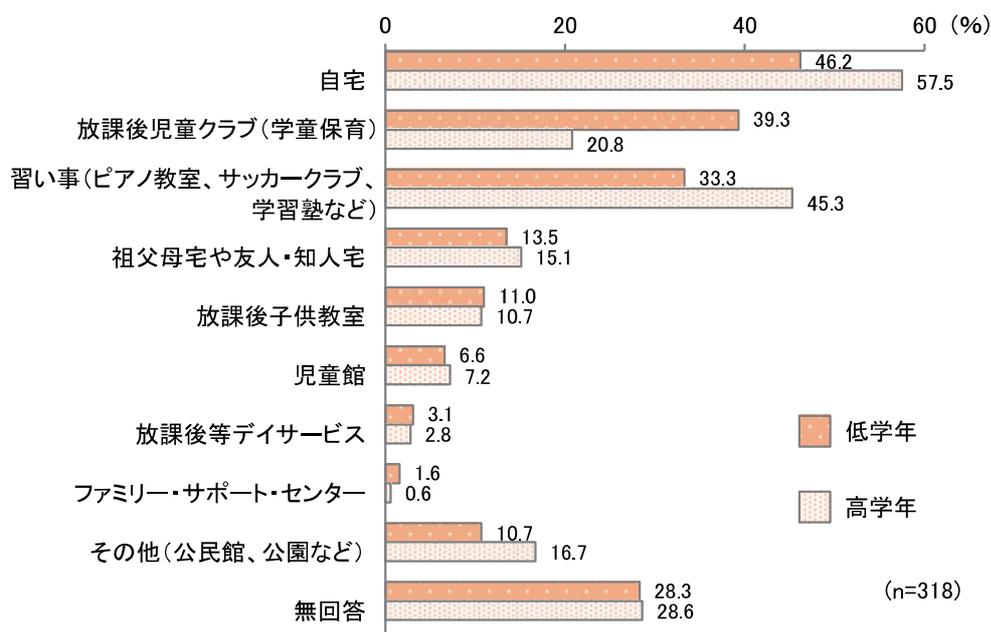


(6) 放課後の過ごし方

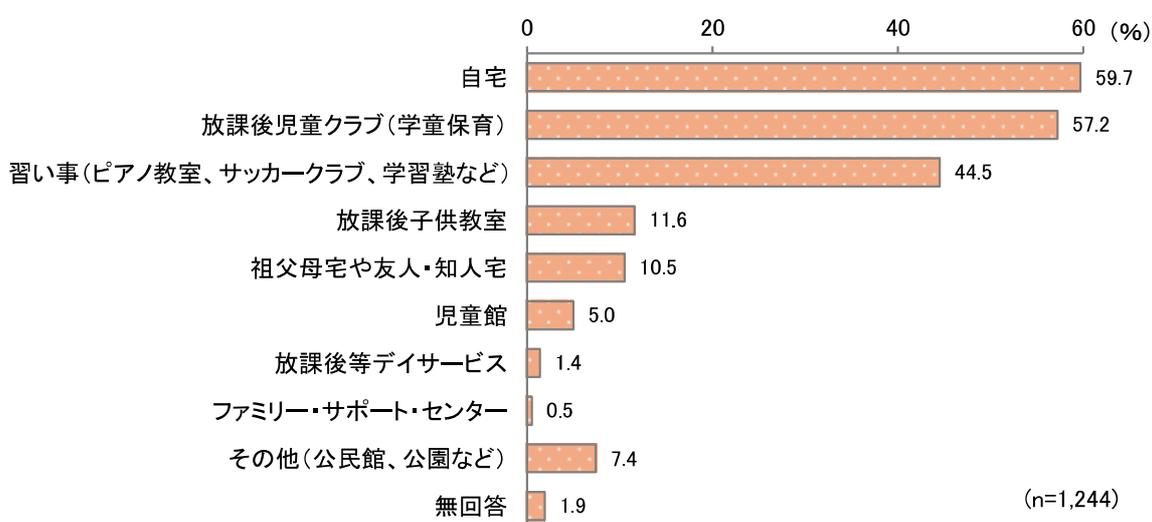
小学校就学後に希望するこどもの放課後の過ごし方は、低学年では、「自宅」が46.2%で最も高く、「放課後児童クラブ(学童保育)」39.3%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」33.3%と続きます。高学年では、「自宅」57.5%が最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が45.3%と高くなっています。高学年になると、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合は減少し、20.8%となっています。

低学年で放課後児童クラブ(学童保育)を利用している人のうち、高学年になっても継続して利用してほしいと考えている保護者は57.2%と、「自宅」の59.7%に次いで高くなっています。

放課後の過ごし方(低学年・高学年)(複数回答)【調査①:就学前児童保護者】



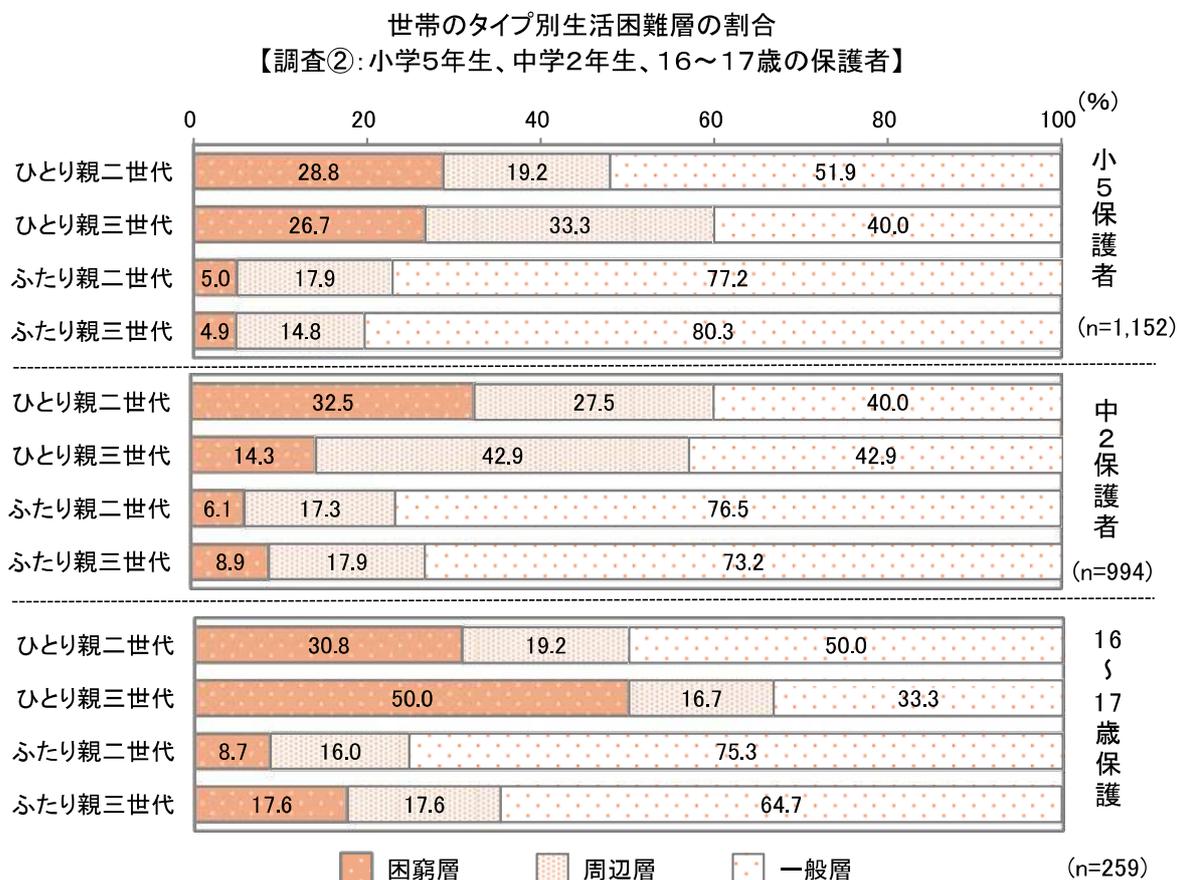
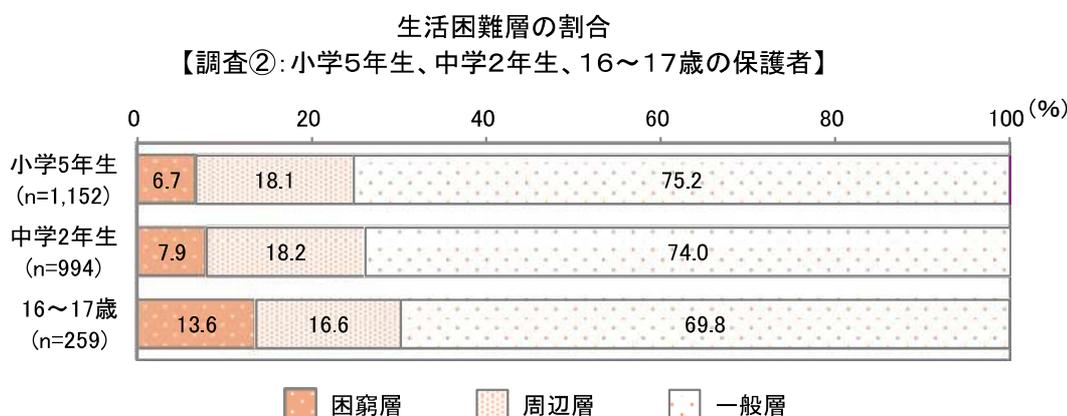
低学年で放課後児童クラブ(学童クラブ)を利用している人が、高学年になったら希望する放課後の過ごし方(複数回答)【調査①:放課後児童クラブ利用保護者】



(7) こどもが暮らす世帯の状況

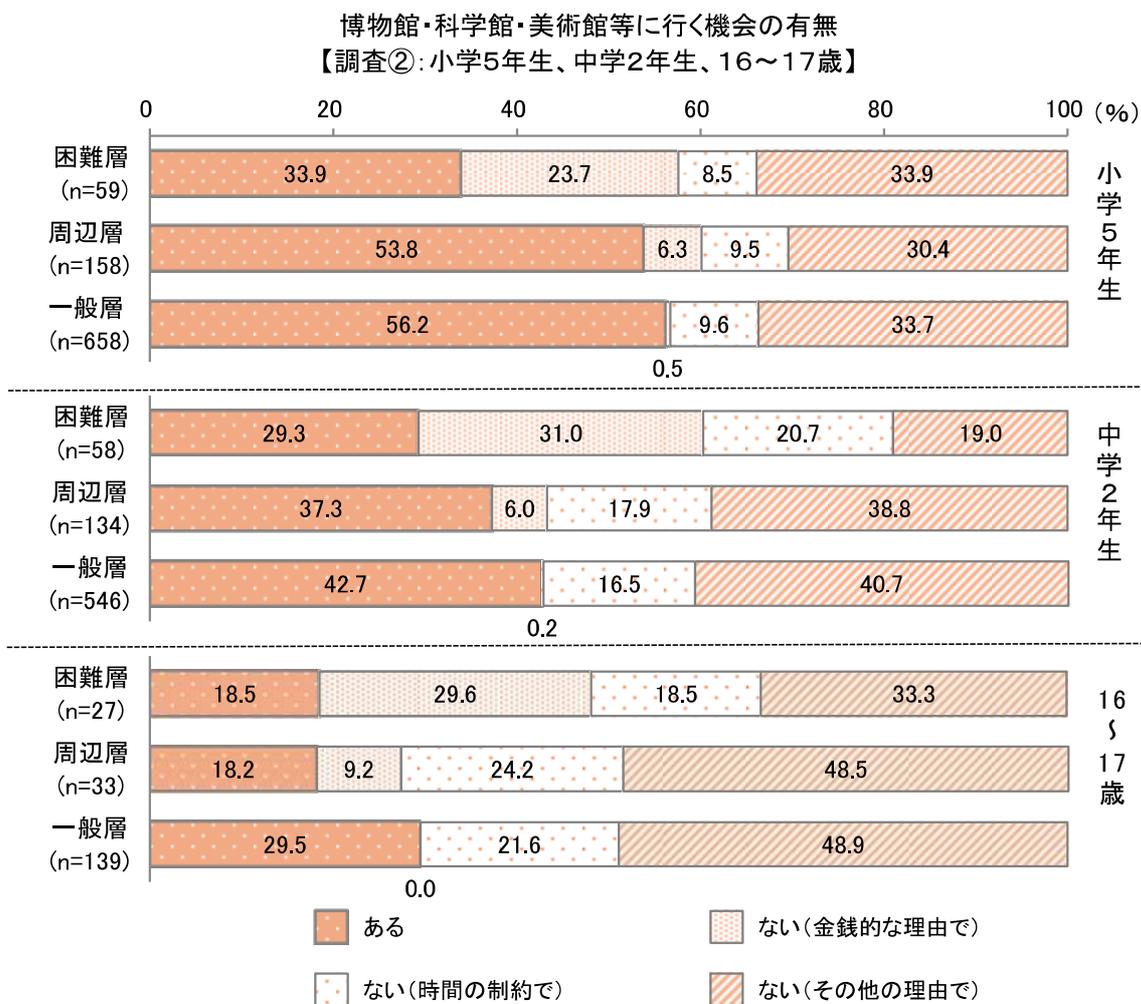
生活に困窮していると思われる困窮層の家庭の割合は、小学5年生で6.7%、中学2年生で7.9%、16～17歳で13.6%となっています。また、困窮していると言えないものの、その状態に近いと思われる周辺層の割合は、小学5年生で18.1%、中学2年生で18.2%、16～17歳で16.6%となっています。

世帯タイプ別にみると、どの年代においても、ひとり親世帯で困窮層の割合が高くなっています。特に、中学2年生のこどもがいるひとり親二世帯同居では32.5%、16～17歳のこどもがいるひとり親二世帯同居では30.8%、ひとり親三世帯同居では50.0%と3割を超えて高くなっています。



(8) こどもの体験活動への参加

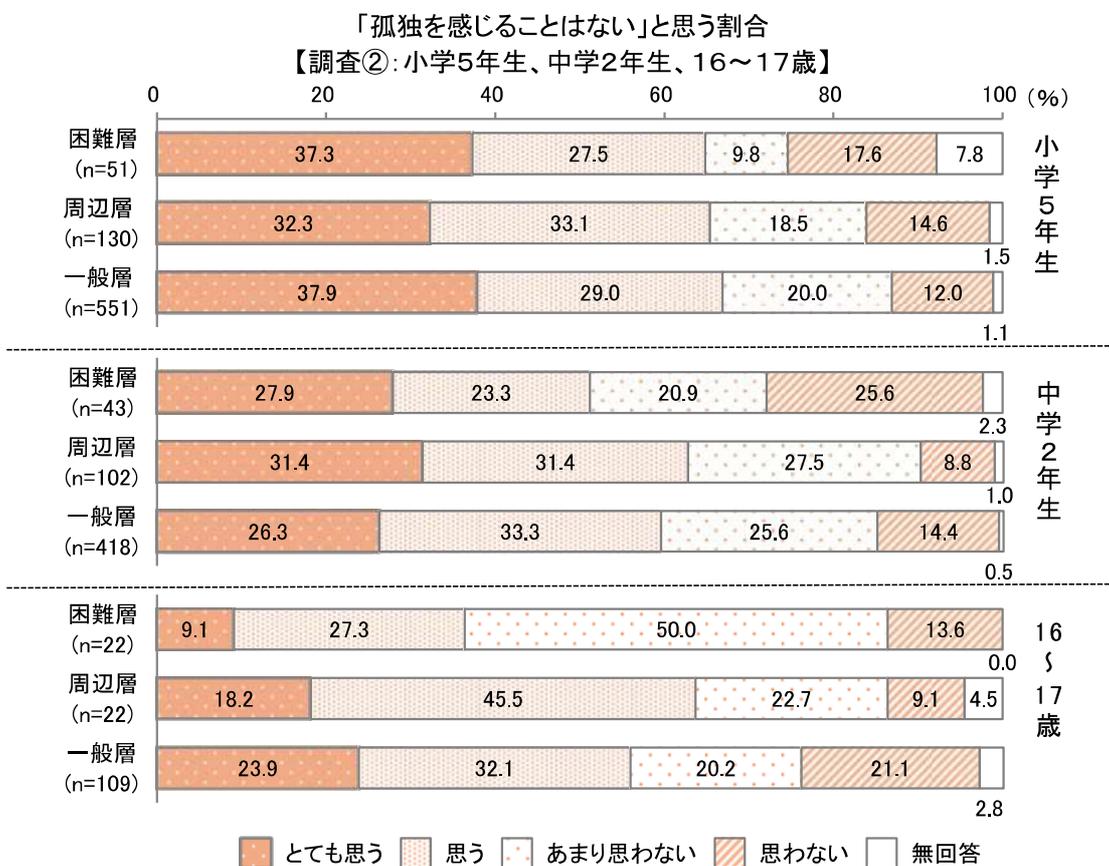
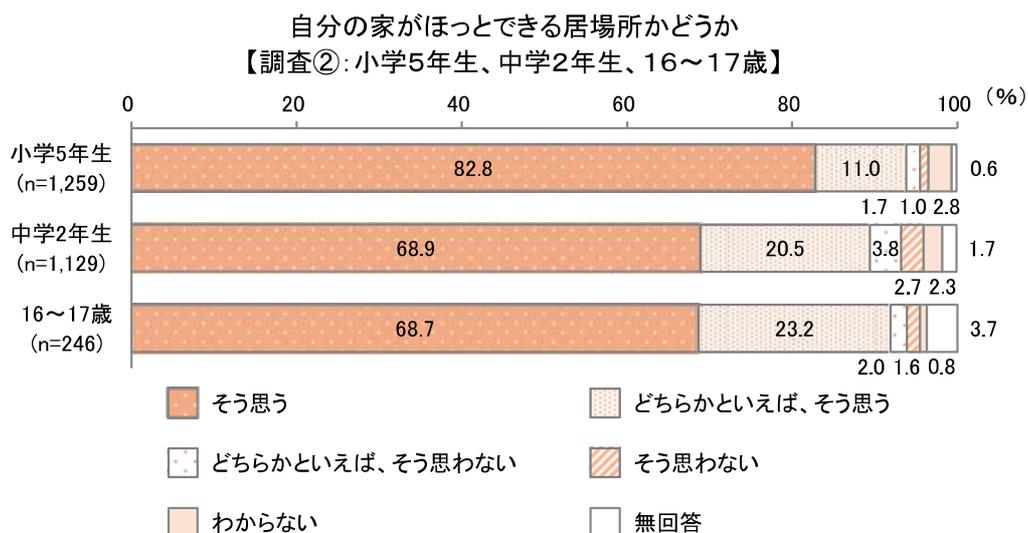
博物館・科学館・美術館等に行く機会について、「ない(金銭的な理由で)」と回答した割合は、どの年代でも困窮層の割合が高く、小学5年生で23.7%、中学2年生で31.0%、16～17歳で29.6%となっています。



(9) こども・若者の居場所

自分の家がほっとできる居場所かどうかについて、無回答を除き、「そう思う」以外を回答した割合は、小学5年生で16.6%、中学2年生で29.4%、16～17歳で27.6%となっています。

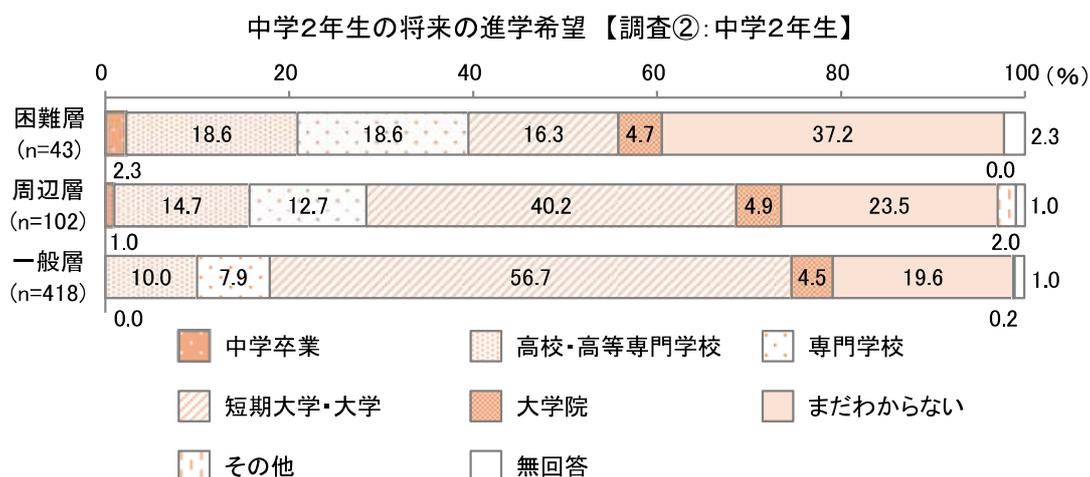
「孤独を感じることはない」と思うかについて、「思わない」、「あまり思わない」と回答した割合は、全体的に3～4割程度となっています。特に、中学2年生の困窮層では、46.5%、16～17歳の困窮層では、63.6%と高くなっています。



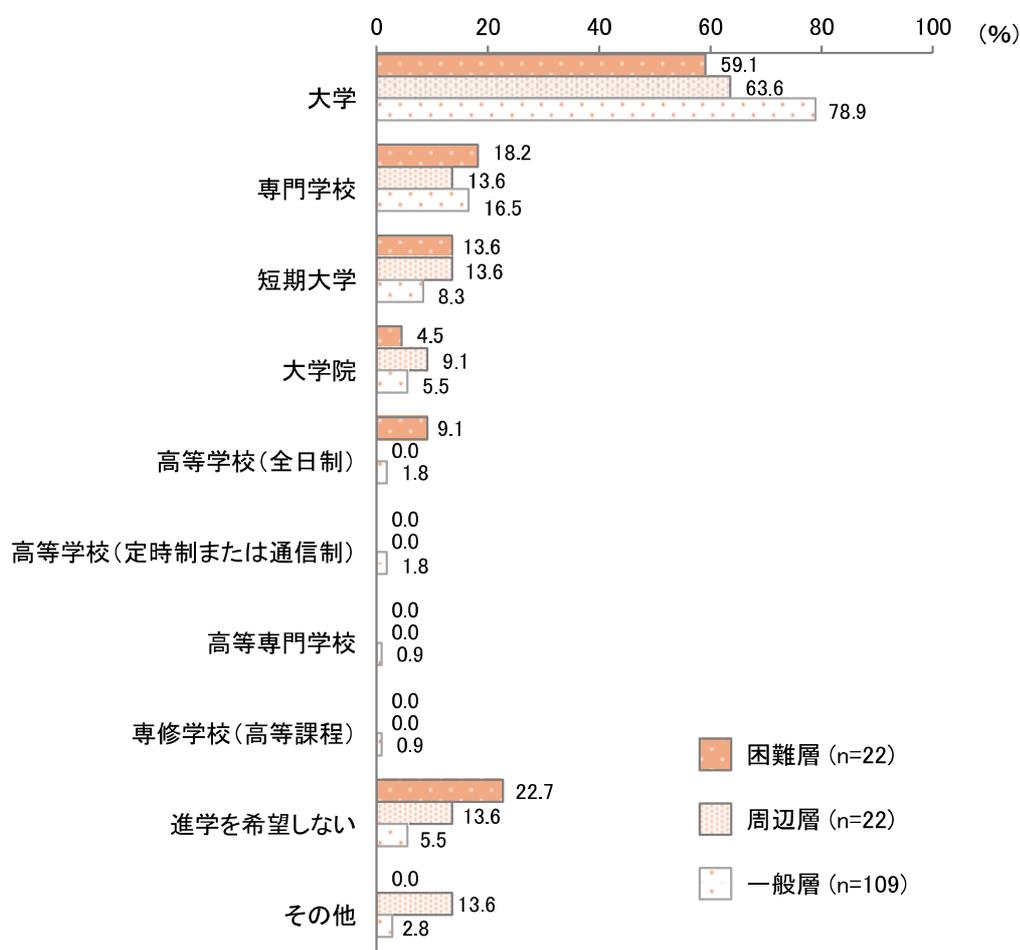
(10) こどもの進学希望

中学2年生の将来の進路希望で、「短期大学・大学」と回答した割合は、一般層が56.7%であるのに対し、困窮層では16.3%となっています。

16～17歳の今後の進路希望を複数回答で聞いたところ、「大学」と回答した割合は、一般層が78.9%であるのに対し、困窮層では59.1%となっています。



16～17歳の今後の進学希望(複数回答) 【調査②: 16～17歳】

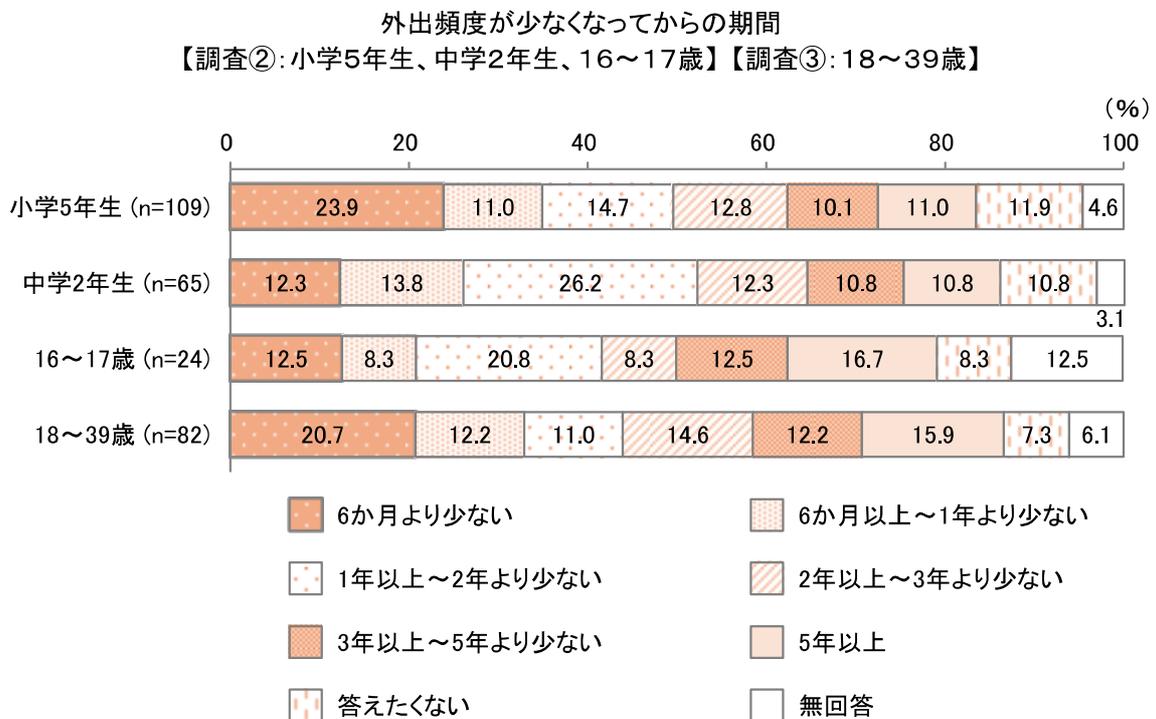


(11) ひきこもり等、こども・若者が抱える困難さ

「1週間のうち、どの程度外出するか」との質問に対して、以下のいずれかを回答した人を対象に、外出頻度が少なくなってから期間を問いました。

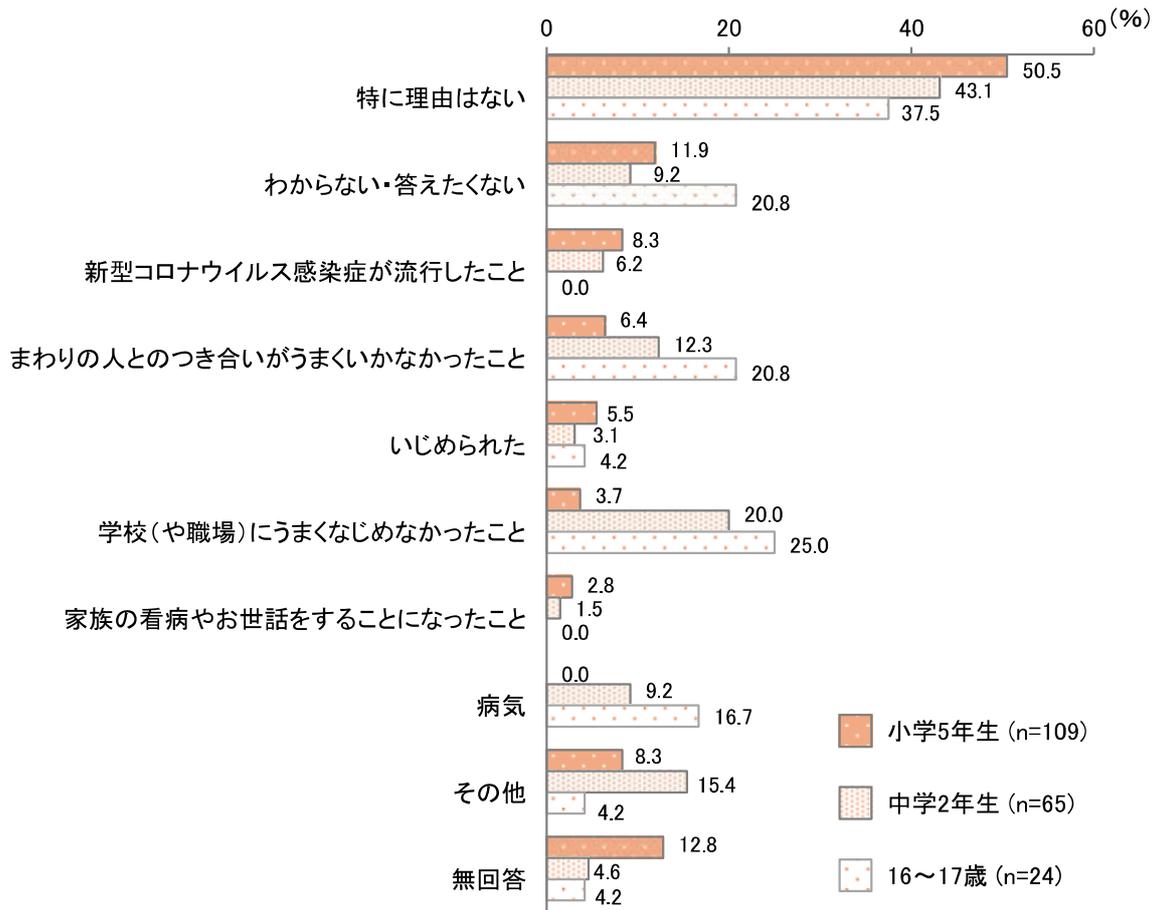
- ・ 自分や家族の体の具合が悪いので、出かけたくても出かけられないことが多い
- ・ ふだんは家にいるが、自分が楽しみな(趣味に関する)用事があるときだけ出かける
- ・ ふだんは家にいるが、近所のコンビニなど(買い物)には行く
- ・ 自分の部屋からは出るが、家からは出ない
- ・ 自分の部屋からほとんど出ない

外出頻度が少なくなってから期間について、無回答と「答えたくない」を除き、「6か月以上」と回答した割合は、小学5年生で59.6%、中学2年生で73.9%、16～17歳で66.6%、18～39歳で65.9%となっています。



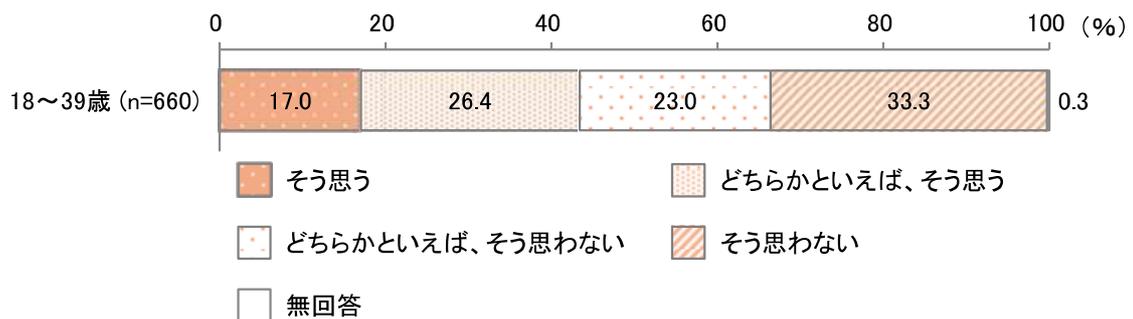
外出頻度が少なくなった理由で、「特に理由はない」と回答した割合が、どの年代でも最も高くなっています。また、「学校(や職場)にうまくなじめなかったこと」と回答した割合は、小学5年生で3.7%、中学2年生で20.0%、16~17歳で25.0%、「いじめられた」と回答した割合は、小学5年生で5.5%、中学2年生で3.1%、16~17歳で4.2%となっています。

外出頻度が少なくなった理由(複数回答)
【調査②:小学5年生、中学2年生、16~17歳】



18~39歳の自分自身の考えについて、「生きるのが苦しいと感じることがある」に対して、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた割合は、43.4%となっています。

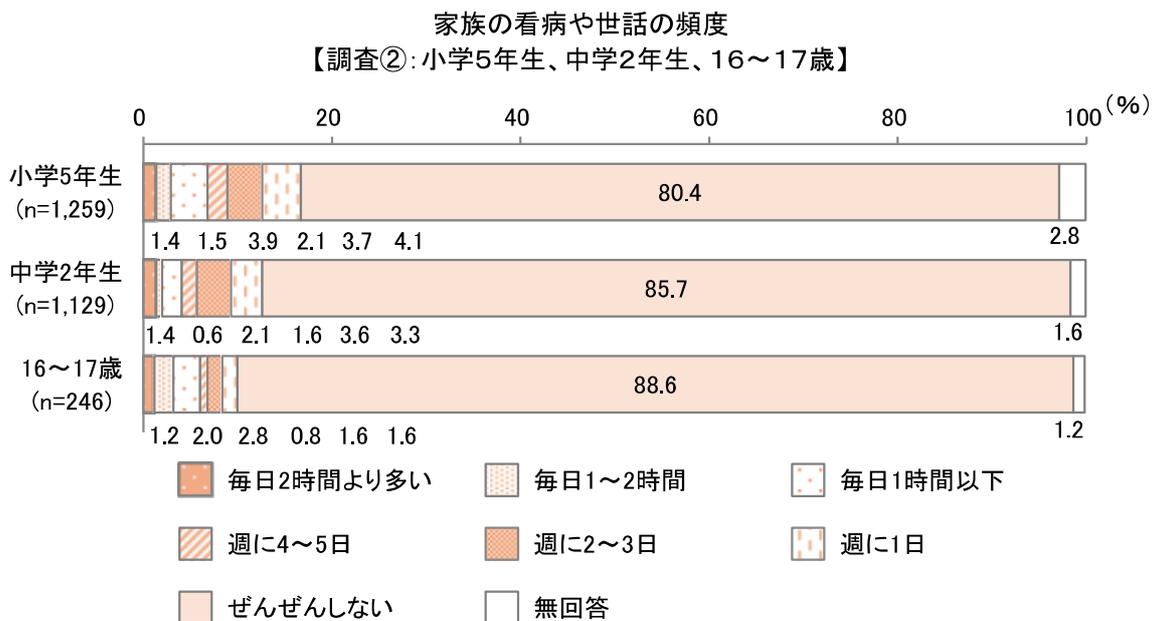
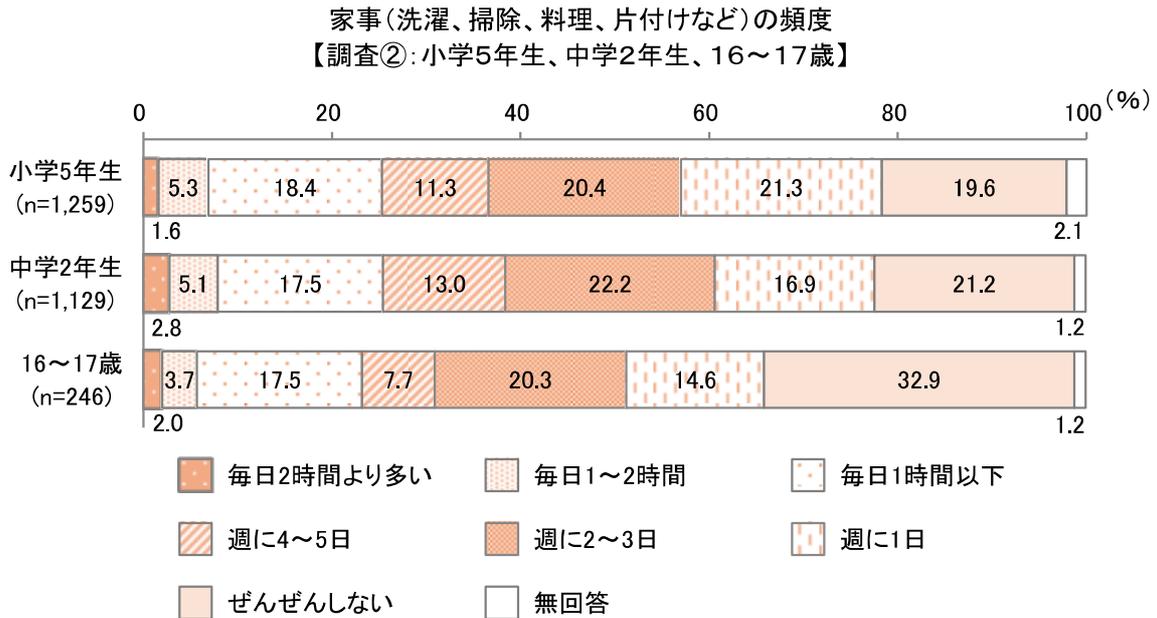
生きるのが苦しいと感じることがあるか 【調査③:18~39歳】



(12) ヤングケアラーである可能性

家事(洗濯、掃除、料理、片付けなど)を毎日1時間以上行っていると回答した割合は、小学5年生で6.9%、中学2年生で7.9%、16~17歳で5.7%となっています。

また、家族の看病や世話を毎日1時間以上行っていると回答した割合は、小学5年生で2.9%、中学2年生で2.0%、16~17歳で3.2%となっています。



3. 「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」の達成状況

第2期川越市子ども・子育て支援事業計画においては、令和4年度の間年改定により追加した事業を含め、合計154事業(評価事業数158事業)を実施しました。

評価方法については、概ね目標事業量の90%以上達成している事業を「A:順調」、概ね目標事業量の70%以上90%未満達成している事業を「B:やや遅れている」、概ね目標事業量の70%未満達成している事業を「C:遅れている」、当該年度の実施予定がないものを「D:事業実績なし」、終了した事業を「E:事業終了」としています。

令和5年度における計画の達成状況について、全体では158事業のうち、108事業(68%)が順調に事業進捗を図ることができましたが、基本目標ごとの「A:順調」の割合をみると、基本目標2(55%)、基本目標3(62%)、基本目標5(63%)の達成状況が全体と比較して低い状況となっています。

達成状況が芳しくなかった事業については、その大きな要因として、「新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナと表記)」の感染拡大の影響を受けたものと考えています。

新型コロナが、令和5年5月に感染症法上の位置付けが5類感染症に移行となったことを踏まえ、本計画において継続する事業については、新型コロナ前の状況となるよう推進していくとともに、新型コロナの経験を活かせるよう取り組んでいくことが必要と考えます。

項目	評価 事業数	令和5年度末時点における達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標1 妊娠期からの切れ目ない支援と親子の ふれあいの機会の充実	27	23 (85%)	2 (7%)	1 (4%)	1 (4%)	0 (0%)
基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援	31	17 (55%)	4 (13%)	6 (19%)	3 (10%)	1 (3%)
基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	26	16 (62%)	5 (19%)	4 (15%)	0 (0%)	1 (4%)
基本目標4 地域と社会で子育てを支える環境づくり	26	22 (85%)	3 (12%)	1 (4%)	0 (0%)	0 (0%)
基本目標5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進	48	30 (63%)	4 (8%)	8 (17%)	4 (8%)	2 (4%)
<第2期計画合計>	158	108 (68%)	18 (11%)	20 (13%)	8 (5%)	4 (3%)

※評価方法 A:順調 B:やや遅れている C:遅れている D:事業実績なし E:事業終了

(1) 基本目標1 妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

本目標における達成状況は、全27事業に対し、23事業(85%)が順調に事業進捗を図ることができました。一方で、家庭訪問型子育て支援事業(ホームスタート)、妊婦健康診査については、新型コロナの影響が残り、利用者数の減少や受診控え等がみられ、順調に進捗していない状況にあります。加えて、出生数の減少も目標値に届かなかった1つの要因といえます。

項目	評価 事業数	令和5年度末時点における達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標1 妊娠期からの切れ目ない支援と親子の ふれあいの機会の充実	27	23 (85%)	2 (7%)	1 (4%)	1 (4%)	0 (0%)
(1)切れ目ない支援による子どもと親の 健康の確保・増進	21	17	2	1	1	0
(2)愛情を育む親子のふれあいの機会の充実	6	6	0	0	0	0

(2) 基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

本目標における達成状況は、全31事業に対し、17事業(55%)が順調に事業進捗を図ることができました。

通常保育事業等が順調に進捗した結果として、待機児童数が平成30年度の73名から令和6年度の10名まで減少したことは1つの成果といえます。

一方で、新型コロナの影響が残り、病児保育事業については、利用の自粛がみられ、ファミリー・サポート・センター事業については、提供会員数が新型コロナ前の会員数に戻らず、依頼会員のニーズに対応できていない等、事業が順調に進捗していない状況にあります。

項目	評価 事業数	令和5年度末時点における達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援	31	17 (55%)	4 (13%)	6 (19%)	3 (10%)	1 (3%)
(1)教育・保育の充実と質の向上	14	11	0	0	3	0
(2)多様な保育事業の推進	10	3	3	4	0	0
(3)子育て支援サービスの充実	7	3	1	2	0	1

(3) 基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

本目標における達成状況は、全26事業に対し、16事業(62%)が順調に事業進捗を図ることができました。

児童の放課後の居場所となる放課後児童健全育成事業等、こどもの居場所に係る事業の多くは順調に進捗しており、こどもの居場所のニーズが高まっている中、本計画においても、引き続き、推進していきます。

一方で、教育相談・就学相談、不登校対策の推進等、こどもの成長に資する事業の中にやや遅れている事業があります。本市として、こどもまんなか社会を目指す中で、これらの事業を推進していくことは、とても重要だと考えていますので、本計画において目標を達成できるように取り組んでいきます。

項目	評価 事業数	令和5年度末時点における達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	26	16 (62%)	5 (19%)	4 (15%)	0 (0%)	1 (4%)
(1)学校教育の充実	6	2	4	0	0	0
(2)健やかな成長のための保健対策の推進	6	6	0	0	0	0
(3)家庭や地域による教育力の向上	7	4	1	1	0	1
(4)放課後の子どもの居場所づくり	7	4	0	3	0	0

(4) 基本目標4 地域と社会で子育てを支える環境づくり

本目標における達成状況は、全26事業に対し、22事業(85%)が順調に事業進捗を図ることができました。

不妊に対する支援等を順調に進捗したことは、少子化対策を推進することができたといえますが、以前にも増して少子化が深刻化する中、本計画においても、引き続き、少子化に資する事業を推進していく必要があります。

一方で、新型コロナの影響から民生委員・児童委員研修会等、目標を達成することができなかった事業もあります。

項目	評価 事業数	令和5年度末時点における達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標4 地域と社会で子育てを支える環境づくり	26	22 (85%)	3 (12%)	1 (4%)	0 (0%)	0 (0%)
(1)少子化対策の推進と次代の親の育成	11	10	1	0	0	0
(2)子どもの健全育成の取組と若者への支援	6	4	1	1	0	0
(3)安全・安心なまちづくり	6	5	1	0	0	0
(4)多文化共生の推進	3	3	0	0	0	0

(5) 基本目標5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進

本目標における達成状況は、全48事業に対し、30事業(63%)が順調に事業進捗を図ることができました。

ひとり親家庭等への経済支援をはじめとする生活支援や、課題を抱えた家庭への支援等を順調に進捗することができている。

一方で、川越市生活困窮者学習・生活支援事業等、支援対象者数の減少により目標値を達成できていない事業もあります。

項目	評価 事業数	令和5年度末時点における達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進	48	30 (63%)	4 (8%)	8 (17%)	4 (8%)	2 (4%)
(1)子育て家庭の自立等への支援	15	10	2	2	1	0
(2)子どもの可能性を支える取組の推進	7	4	0	2	1	0
(3)子どもを虐待から守る取組の推進	13	7	1	2	2	1
(4)障害児施策の充実と支援体制整備の推進	13	9	1	2	0	1

第3章

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本計画では、『全ての子ども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、地域全体で子育てできるまち川越』を基本理念として掲げます。

これには、「誰一人取り残さず、全ての子ども・若者の権利を保障し、一人ひとりの最善の利益を第一に考える。そして、子育て当事者のほか、地域全体が一丸となって子育てを後押ししていく。」という、新たに動き出す本計画に対する本市の強い思い・決意を込めています。

全ての子ども・若者は、それぞれ特有の人格・個性を有しており、また、心身の状況や置かれている環境も異なります。その多様性が尊重され、いかなる状況にあっても、生まれながらもつ権利が保障され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども・若者、子育て支援施策を講ずる必要があります。

そして、そのような社会の実現のためには、子育て当事者や行政だけではなく、地域全体として、ひいては市民一人ひとりが、子ども・若者や子育てに対する関心・理解を深め、支え合うことが必要不可欠です。本市の次代を担う子ども・若者が健やかに成長していくために、地域全体で子育てできるまちを目指します。

イラスト挿入予定

全ての子ども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、
地域全体で子育てできるまち川越

2. 施策体系（基本理念・計画の視点・基本目標・施策目標）

基本理念を実現するため、4つの計画の視点を踏まえた6つの基本目標を定め、本市の子ども・若者、子育て支援策を総合的かつ計画的に推進します。

基本理念

全ての子ども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、
地域全体で子育てできるまち川越

計画の視点

1 子どもを権利の主体として認識・尊重し、子どもや若者、子育て当事者の声を聴く「子どもまんなか社会」の実現

子どもは生まれながらに権利の主体(子どもも「ひとりの人間として人権(権利)をもっている」)であり、全ての子ども・若者は、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利が擁護され、将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう、私たちは支える必要があります。

そのためにも、子ども・若者が、自らの意見を表明し、社会に参画する重要性を認識した上で、子ども・若者、子育て当事者からの視点を尊重し、その意見を聴き・対話しながら「子どもまんなか社会」の実現を目指します。

2 子どもや若者、子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援

子どもの発達には、子どもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期へと連続した過程の中にあるため、特定の年齢で必要なサポートが途切れることのないよう切れ目なく支援していきます。また、成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、社会全体で切れ目なく支えます。

3 安全・安心な成育環境で子ども・若者が幸せに成長できるための支援

いじめや児童虐待、非行や犯罪、生活困窮やヤングケアラーの問題など、子ども・若者の健やかな成長を阻む諸課題に立ち向かい、全ての子ども・若者が安全で安心な成育環境で、自分の居場所をもち、将来に希望をもって成長していけるよう、寄り添った支援を行います。

4 若者の多様な価値観・考え方を尊重し、就労、結婚、子育て等に関する希望の形成とその実現への支援

若者の多様な価値観・考え方を尊重し、一人ひとりが将来へ向けた明るい希望を形成し、就労、結婚、出産、子育て等、各々の希望が叶えられるよう、分野横断的な取組を推進していきます。特に、結婚・子育てに将来展望を描けるよう、子育ての負担感を減らすなど、子育てしやすいまちの実現を目指します。

基本目標

施策目標

1

こどもの権利や意見等が尊重される社会づくりの推進

多様な文化・社会的背景をもつこども・若者一人ひとりの権利や意見が尊重される社会づくりを推進するとともに、健やかな成長の原点であるさまざまな体験活動等への参画を支援します。

- (1)こどもの意見表明の機会の確保とこどもの権利を尊重する社会づくり
- (2)こどもの体験活動等への参画支援
- (3)様々な文化を背景に持つこどもが尊重される社会づくり(多文化共生の実現)

2

妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

安心してこどもを生み、自立した生活の中で、健やかに育てることができるよう、相談体制、親子のふれあいや交流機会の充実など、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行います。

- (1)切れ目ない支援によるこどもと親の健康の確保・増進
- (2)子育て家庭への支援
- (3)愛情を育む親子のふれあいの機会の充実

3

幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

幼児期の教育・保育の質の向上に向けた取組に加え、多様化するニーズを捉えた保育サービスの充実を図ります。また、総合的な子育て支援サービスの提供を通じて、子育てしやすい環境の整備を行います。

- (1)教育・保育の充実と質的向上
- (2)多様な保育事業の推進
- (3)子育て支援サービスの充実

4

こども・若者の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

将来を担うこども・若者の豊かな心を育成する教育環境や、健やかな成長のための保健対策の充実を図ります。また、家庭と地域等が連携してこども・若者を取り巻く環境の整備を進めます。

- (1)学校教育の充実
- (2)健やかな成長のための保健対策の推進
- (3)家庭や地域による教育力の向上

5

地域と社会でこども・若者、子育てを支える環境づくり

こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりをはじめ、健やかに成長できるよう、健全育成の取組を行います。また、妊娠・出産を望む方への必要な支援を行います。

- (1)少子化対策の推進と次代の親の育成
- (2)こども・若者の居場所づくり
- (3)こども・若者の健全育成に向けた取組

6

こども・若者の未来をつくる取組の推進

こども・若者が置かれた環境によって、可能性が閉ざされることがないように、生活困窮や虐待、障害等の課題に直面しているこども・若者に寄り添った支援を行います。また、多様な価値観を尊重しつつ、就労・結婚等を希望する方への支援を行います。

- (1)こども・若者の可能性を支える取組の推進
- (2)こども・若者が安全・安心の下で、自分らしく成長できる体制の整備
- (3)こどもを虐待から守る取組及びこども・若者が社会生活を円滑に営むための支援の推進
- (4)障害児・医療的ケア児の施策の充実と支援体制整備の推進

第4章

こども・若者、子育て支援の事業

「妊娠期」に関連する事業



相 談

事業名	対象者(市内在住)等	ページ
こども家庭センター	妊産婦・子育て世帯の家庭・こども	
利用者支援事業(基本型・特定型)	妊婦/未就学及び学童期のこどもを持つ家庭 特別な支援を要するこどもを持つ家庭/ その他の要支援家庭等地域の子育て支援を必要としている方/保育を希望される児童の保護者	
産前・産後サポート事業	妊産婦及びその家族	

支 援 ・ サ ー ビ ス

事業名	対象者(市内在住)	ページ
出産・子育て応援事業	妊婦・新生児の養育者	
母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした妊婦等	
両親学級等事業 (旧事業名:マタニティスクール)	妊婦とそのパートナー等	
パパ・ママ応援ショップ事業	18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのこどもや妊婦がいる家庭	
養育支援訪問事業	支援を要する妊婦及び18歳未満のこどもがいる家庭	
子育て世帯訪問支援事業	支援を要する妊婦及び18歳未満のこどもがいる家庭	

健 康 ・ 健 診 な ど

事業名	対象者(市内在住)	ページ
妊婦健康診査	妊婦	
妊産婦歯科健診	妊娠5か月以上の妊婦及び産後1年以下の産婦	



「乳幼児期」に関連する事業



相 談

事業名	対象者(市内在住)	ページ
乳幼児相談	2か月～就学前の子どもとその保護者	
利用者支援事業(基本型・特定型)	妊婦/未就学及び学童期の子どもを持つ家庭 特別な支援を要する子どもを持つ家庭/ その他の要支援家庭等地域の子育て支援を必要としている方/保育を希望される児童の保護者	
家庭児童相談	18歳未満の子どもがいる家庭	
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭等	
子ども家庭センター	妊産婦・子育て世帯の家庭・子ども	
産前・産後サポート事業	妊産婦及びその家族	

子 育 て 支 援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
児童手当	18歳までの子どもの保護者	
川越市子育てファミリー応援給付金	1歳未満の子ども(乳児)の保護者	
子ども医療費の助成	18歳までの子ども	
地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	多様な集団活動事業を利用する子どもの保護者	
認可外保育施設等への施設等利用給付	認可外保育施設を利用する子どもの保護者	
幼稚園等への施設等利用給付	新制度未移行幼稚園を利用する子どもの保護者	
ふれあい親子支援事業	育児不安等を抱えた母親	
養育支援訪問事業	支援を要する妊婦及び18歳未満の子どもがいる家庭	
子育て世帯訪問支援事業	支援を要する妊婦及び18歳未満の子どもがいる家庭	
親子関係形成支援事業	育児不安等を抱えた保護者	

健 康 ・ 健 診 な ど

事業名	対象者(市内在住)	ページ
1か月児健康診査	生後27日～6週に達しない子ども(乳児)	
乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児健診対象の子ども	
産後ケア事業	産後1年以内の母とその子ども	
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの子どもがいる家庭	
家庭訪問型子育て支援事業(ホームスタート)	市内の6歳以下の子ども(未就学児)がいる家庭	

こどもの予防接種	こども(乳幼児や児童等)	
幼児のむし歯予防推進事業	こども(乳幼児)とその保護者	
歯科健診・歯科保健指導等の実施	こども(幼児)とその保護者	

保 育 サ ー ビ ス

事業名	対象者(市内在住)	ページ
時間外保育事業(延長保育事業)	就学前のこども	
保育所等における一時預かり事業	保育所等に在園していないこども(乳幼児)	
幼稚園等における一時預かり保育事業	幼稚園及び認定こども園(1号)を利用することの保護者	
統合保育事業	障害のあるこどものうち、発達のために集団保育が必要とされるこども	
病児保育事業	生後2か月～小学校3年生までの病気または病気回復期のこども	
ファミリー・サポート・センター事業	概ね0歳～小学校6年生までのこども	
子育て短期支援事業	未就学児、小学生(3歳から12歳になった年の年度末までのこども)	
川越市保育ステーション事業	こども(乳幼児)	
休日・夜間保育事業		
こども誰でも通園制度	保育所等に在園していない生後6か月～満3歳未満のこども	

体 験 活 動 ・ 遊 び 場

事業名	対象者(市内在住)	ページ
ブックスタート事業	4か月児健診対象者	
児童館機能の整備	18歳未満のすべてのこども	
こどもの居場所づくりの推進	18歳未満のすべてのこども	
スポーツ教室	こどもとその保護者(種目によって異なります)	



「乳幼児期」に関連する事業(つづき)

教 室 ・ 仲 間 づ く り

事業名	対象者(市内在住)	ページ
地域子育て支援拠点事業(子育て支援施設)	子育て家庭の親と子ども(おおむね3歳未満)	
子育てサロン事業	子ども(乳幼児)とその保護者	
離乳食教室	子ども(乳児)の保護者	
未就学児に対する食育の推進	幼児	
家庭教育講座	18歳未満の子どもを育てる保護者	
親の学習講座	子ども(就学前～小学生)の保護者	
幼稚園・保育園・高等学校家庭教育講座	18歳未満の子どもの保護者	
交通安全教室	子ども(就学前～小学生)とその保護者等	

ひとり親家庭・生活にお困りの家庭への支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
児童扶養手当	ひとり親家庭等(支給要件に該当する0歳から18歳になった年度末までの子どもを監護する人)	
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等(支給要件に該当する0歳から18歳になった年の年度末までの子どもを監護する人)	
川越市遺児手当	父母のいない15歳までの子どもの保護者	
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭等	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の子ども又は保護者	
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の保護者	
自立支援給付金事業	ひとり親家庭等の保護者	
母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等の保護者	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護受給世帯等で認可保育施設を利用する子どもの保護者及び私学助成幼稚園を利用する子どもの保護者	
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等の保護者	
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の子ども又は保護者	

障害や医療的ケアに関する支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
障害児通所支援事業の充実	発達に遅れや心配のある子ども及びその家族	
医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置	医療的ケア児及びその家族	
児童発達支援センター ・児童発達支援事業 ・保育所等訪問支援事業 ・相談支援事業 ・親子教室	川越市児童発達支援センター条例第五条に規定する児童及び保護者	
生活サポート事業	障害児・障害者	
特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障害のある20歳未満のこどもの保護者	
障害児福祉手当	在宅の重度障害児(20歳未満)	
障害者等相談支援事業	障害のある子どもやその保護者等	
就学相談事業	子ども(年長～中学生2年生)とその保護者	
未熟児養育医療給付	養育のため指定養育医療機関に入院加療が必要な未熟児等	
自立支援医療(育成医療)給付	体に障害のある子ども又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある子ども(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる方	
小児慢性特定疾病医療給付	国が指定した慢性疾病にかかっている子ども等	
長期療養児等育児支援	長期療養疾患のあるこどもの保護者	

妊娠・就職に関する支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
不妊・不育症に対する支援	不妊・不育症に悩む男女	
女性の就労支援事業	市民	
女性の再就職セミナー(託児付)	女性(主に子育て世代)	

その他の子育て支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
パパ・ママ応援ショップ事業	18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子どもや妊婦がいる家庭	
赤ちゃんの駅事業	子ども(乳幼児)の保護者等	

「小学生・中学生」に関する事業



相 談

事業名	対象者(市内在住)	ページ
利用者支援事業(基本型・特定型)	妊婦/未就学及び学童期のこどもを持つ家庭 特別な支援を要するこどもを持つ家庭/ その他の要支援家庭等地域の子育て支援を必要と している方/保育を希望される児童の保護者	
こども家庭センター	・母子保健(妊娠・出産・育児・発育発達など)に 関する相談 ・こどもに関する相談(こどもの発達、ことば、学校 生活、家族関係など) ・児童虐待に関する相談	
家庭児童相談	18歳未満のこどものいる家庭	
青少年悩みごと相談事業	青少年とその家族等	

子 育 て 支 援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
児童手当	18歳までのこどもの保護者	
こども医療費の助成	18歳までのこども	
病児保育事業	生後2か月～小学校3年生までの病気または病気 回復期のこども	
ファミリー・サポート・センター事業	概ね0歳～小学校6年生までのこども	
子育て短期支援事業	未就学児、小学生(3歳から12歳になった年の年 度末までのこども)	
パパ・ママ応援ショップ事業	18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのこ どもや妊婦がいる家庭	
養育支援訪問事業	支援を要する妊婦及び18歳未満のこどもがいる 家庭	
子育て世帯訪問支援事業	支援を要する妊婦及び18歳未満のこどもがいる 家庭	
親子関係形成支援事業	育児不安等を抱えた保護者	

学 校 教 育 に 関 す る 取 組

事業名	対象者(市内在住)	ページ
川越市イングリッシュキャンプ	小学生・中学生	
小・中学校における食育の推進	小学生・中学生	
性感染症対策	出前講座:市立中学校の生徒等 性感染症検査/相談:市民	
コミュニティ・スクール	市立学校の児童・生徒	

保 健 ・ 健 康 等

事業名	対象者(市内在住)	ページ
こどもの予防接種	こども(乳幼児・児童等)	
プレコンセプションケアを含む成育医療に関する相談支援		

体 験 活 動 ・ 社 会 参 加

事業名	対象者(市内在住)	ページ
こどもから意見を受け付ける体制の整備 (こどもホームページの運営)	18歳未満のこども	
こども等への定期的な意見聴取	市内の小学校・中学校・高等学校・大学等に在籍するこども・若者	
人権作品を通じた人権意識の高揚	市立学校の児童・生徒	
こどもの文化芸術体験事業	小学生	
スポーツ教室	こどもとその保護者(種目によって異なります)	
ジュニアスキー教室	小学生・中学生	
広島・長崎平和式典派遣事業	市立中学校の2年生の生徒	
こども体験教室	小学生・中学生	
ジュニアアートスクエア・アートスクエア	【ジュニアアートスクエア】 小学生 【アートスクエア】 こども～大人	
青少年交流事業(少年の翼)	市内中学校の生徒	
姉妹・友好都市交流の充実	市民	
地域子どもサポート推進事業	小学生・中学生	
中学生社会体験事業	市立中学校の1年生又は2年生の生徒	
社会体験学習及び交流活動	市立中学校の生徒	
ジュニアリーダー養成・育成事業	小学生・中学生・高校生	
子育て体験学習	中学生	
交通安全教室	幼児、小学生、保護者等	

居 場 所 ・ 遊 び 場

事業名	対象者(市内在住)	ページ
放課後児童健全育成事業	小学生	
児童館機能の整備	18歳未満のすべてのこども	
放課後子供教室の推進事業	小学生	
こどもの居場所づくりの推進	18歳未満のすべてのこども	

「小学生・中学生」に関する事業(つづき)



保 護 者 の 学 び の 場

事業名	対象者(市内在住)	ページ
家庭教育講座	18歳未満の子どもを育てる保護者	
親の学習講座	子ども(就学前～小学生)の保護者	
幼稚園・保育園・高等学校家庭教育講座	18歳未満のこどもの保護者	

いじめ・不登校・ひきこもりに関する支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
不登校対策の推進	小学生、中学生、高校生(18歳まで)、保護者	
教育相談事業	6歳～18歳(年長・小学生・中学生・高校生等)、保護者	
いじめ相談事業	市立学校の児童・生徒とその保護者	
ひきこもりに関する相談	市民	
ひきこもり公開講座	市民	

ひとり親家庭・生活にお困りの家庭の子ども・保護者への支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
児童扶養手当	ひとり親家庭等(支給要件に該当する0歳から18歳になった年の年度末までの子ども(一定の障害がある場合は20歳未満まで)を監護する人)	
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等(支給要件に該当する0歳から18歳になった年の年度末までの子ども(一定の障害がある場合は20歳未満まで)を監護する人)	
川越市遺児手当	父母のいない15歳までのこどもの保護者	
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭等	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の子ども又は保護者	
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の保護者	
自立支援給付金事業	ひとり親家庭等の保護者	
母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等の保護者	
ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等(児童扶養手当受給者世帯)の中学生	
川越市生活困窮者学習・生活支援事業	生活困窮世帯(生活保護受給世帯を含む)の小学生(4年生～6年生)、中学生、高校生及びその保護者	
川越市ひとり親家庭、低所得子育て世帯等大学等受験料・模擬試験受験料支援事業	川越市生活困窮者学習・生活支援事業に参加している高校3年生を養育している保護者、同事業又はひとり親家庭等学習支援事業に参加している中学3年生を養育している保護者	

準要保護児童生徒に対する就学援助	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者	
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等の保護者	
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭のこども又は保護者	

外国にルーツのある方への支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
日本語教室	外国籍市民や、日本語を母国語としない児童・生徒	
就学に関する多言語情報の提供	日本語を母国語としない児童・生徒とその保護者	
高校進学ガイダンスへの協力	日本語を母国語としない生徒とその保護者	

障害や医療的ケアに関する支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
障害児通所支援事業の充実	発達に遅れや心配のあるこども及びその家族	
医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置	医療的ケア児及びその家族	
生活サポート事業	障害児・障害者	
特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障害のある20歳未満のこどもの保護者	
障害児福祉手当	在宅の重度障害児(20歳未満)	
障害者等相談支援事業	障害のあるこどもやその保護者等	
就学相談事業	こども(年長～中学2年生)とその保護者	
自立支援医療(育成医療)給付	体に障害のあるこども又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患があるこども(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる方	
小児慢性特定疾病医療給付	国が指定した慢性疾病にかかっているこども等	

保護者の妊娠・就職に関する支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
不妊・不育症に対する支援	不妊・不育症に悩む男女	
女性の就労支援事業	市民	
女性の再就職セミナー(託児付)	女性(主に子育て世代)	

「青少年(15~17歳)」に関する事業



相 談

事業名	対象者(市内在住)	ページ
利用者支援事業(基本型・特定型)	妊婦/未就学及び学童期の子どもを持つ家庭 特別な支援を要する子どもを持つ家庭/ その他の要支援家庭等地域の子育て支援を必要としている方/保育を希望される児童の保護者	
子ども家庭センター	妊産婦・子育て世帯の家庭・子ども	
家庭児童相談	18歳未満の子どもがいる家庭	
青少年悩みごと相談事業	青少年とその家族等	

社会参加・体験活動・居場所

事業名	対象者(市内在住)	ページ
子ども等への定期的な意見聴取	市内の小学校・中学校・高等学校・大学等に在籍する子ども・若者	
子どもの居場所づくりの推進	18歳未満の子ども	
スポーツ教室	子どもとその保護者(種目によって異なります)	
アートスクエア	子ども~大人	
児童館機能の整備	18歳未満の子ども	
ジュニアリーダー養成・育成事業	小学生・中学生・高校生	
高校生のための労働法セミナー	高校生	
コミュニティ・スクール	市立学校の児童・生徒	
若者のライフデザインの支援の検討	市内の高等学校の生徒	

保 健 ・ 健 康 等

事業名	対象者(市内在住)	ページ
プレコンセプションケアを含む成育医療に関する相談支援		
性感染症対策	出前講座：市立中学校の生徒等 性感染症検査/相談：市民	

子 育 て 支 援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
児童手当	18歳までの子どもの保護者	
子ども医療費の助成	18歳までの子ども	
パパ・ママ応援ショップ事業	8歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子どもや妊婦がいる家庭	

養育支援訪問事業	支援を要する妊婦及び18歳未満のこどもがいる家庭	
子育て世帯訪問支援事業	支援を要する妊婦及び18歳未満のこどもがいる家庭	

いじめ・不登校・ひきこもりに関する支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
不登校対策の推進	小学生、中学生、高校生(18歳まで)、保護者	
教育相談事業	6歳～18歳(年長・小学生・中学生・高校生等)、保護者	
いじめ相談事業	市立学校の児童・生徒とその保護者	
ひきこもりに関する相談	市民	
ひきこもり公開講座	市民	

ひとり親家庭・生活にお困りの家庭のこども・保護者への支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
児童扶養手当	ひとり親家庭等(支給要件に該当する0歳から18歳になった年の年度末までのこども(一定の障害がある場合は20歳未満まで)を監護する人)	
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等(支給要件に該当する0歳から18歳になった年の年度末までのこども(一定の障害がある場合は20歳未満まで)を監護する人)	
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭等	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等のこども又は保護者	
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の保護者	
自立支援給付金事業	ひとり親家庭等の保護者	
母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等の保護者	
ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等(児童扶養手当受給者世帯)の中学生	
川越市生活困窮者学習・生活支援事業	生活困窮世帯(生活保護受給世帯を含む)の小学生(4年生～6年生)、中学生、高校生及びその保護者	
川越市ひとり親家庭、低所得子育て世帯等大学等受験料・模擬試験受験料支援事業	川越市生活困窮者学習・生活支援事業に参加している高校3年生を養育している保護者、同事業又はひとり親家庭等学習支援事業に参加している中学3年生を養育している保護者	
準要保護児童生徒に対する就学援助	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者	
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等の保護者	
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭のこども又は保護者	

「青少年(15～17歳)」に関する事業(つづき)

外国にルーツのある方への支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
日本語教室	外国籍市民や、日本語を母国語としない児童・生徒	
就学に関する多言語情報の提供	日本語を母国語としない児童・生徒とその保護者	

障害や医療的ケアに関する支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置	医療的ケア児及びその家族	
障害児通所支援事業の充実	発達に遅れや心配のある子ども及びその家族	
生活サポート事業	障害児・障害者	
特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障害のある20歳未満のこどもの保護者	
障害児福祉手当	在宅の重度障害児(20歳未満)	
障害者等相談支援事業	障害のある子どもやその保護者等	
自立支援医療(育成医療)給付	体に障害のある子ども又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある子ども(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる方	
小児慢性特定疾病医療給付	国が指定した慢性疾病にかかっている子ども等	

保護者の学びの場

事業名	対象者(市内在住)	ページ
家庭教育講座	18歳未満の子どもを育てる保護者	
幼稚園・保育園・高等学校家庭教育講座	18歳未満のこどもの保護者	

保護者の妊娠・就職に関する支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
不妊・不育症に対する支援	不妊・不育症に悩む男女	
女性の就労支援事業	市民	
女性の再就職セミナー(託児付)	女性(主に子育て世代)	

「若者(18~39歳)」に関する事業



高等学校・大学等の修学に関する金銭的支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
川越市育英資金貸付制度	高等学校・中等教育学校(後期課程に限る)・高等専門学校・大学(短期大学を含む)・専修学校に入学する方、又は在学中の方	
川越市大学奨学金支給制度	高等学校等に在籍しており、大学へ進学予定の生徒	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等のこども又は保護者	

結婚・妊娠・就職に関する支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
結婚支援事業	40歳以下の独身者	
結婚相談	結婚を希望する独身者	
不妊・不育症に対する支援	不妊・不育症に悩む男女	
女性の就労支援事業	市民	
女性の再就職セミナー(託児付)	女性(主に子育て世代)	

様々な悩み事に対する相談・ひきこもりに関する支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
青少年悩みごと相談事業	青少年とその家族等	
ひきこもりに関する相談	市民	
ひきこもり公開講座	市民	

保 健 ・ 健 康 等

事業名	対象者(市内在住)	ページ
プレコンセプションケアを含む成育医療に関する相談支援		
性感染症対策	性感染症検査/相談:市民	
妊娠を希望する女性等への風しん予防接種	妊娠を希望する女性やそのパートナー等	

その他の支援

事業名	対象者(市内在住)	ページ
特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障害のある20歳未満の児童の保護者	
生活サポート事業	障害児・障害者	
障害者等相談支援事業	障害のある人やその保護者等	
日本語教室	外国籍市民や、日本語を母国語としない児童・生徒	
こども等への定期的な意見聴取	市内の小学校・中学校・高等学校・大学等に在籍することも・若者	
スポーツ教室	こどもとその保護者等(種目によって異なります)	
アートスクエア	【アートスクエア】こども~大人	

基本目標1 こどもの権利や意見等が尊重される社会づくりの推進

施策目標1 こどもの意見表明の機会の確保とこどもの権利を尊重する社会づくり

施策の目指す方向性

こども・若者が、社会の一員として自分の意見を表明する機会を確保するとともに、一人ひとりが権利の主体であり、その権利が擁護・尊重されるような社会づくりへ向けた取組を推進します。

現状と課題

- 令和5年4月に施行された「こども基本法」では、こどもの権利擁護について明確に規定されるとともに、国や地方公共団体がこども施策の策定・実施・評価をする際には、こども・若者、子育て当事者の意見を聴き、反映させるための必要な措置を講ずるよう規定しています。
- 本市では、これまで、こども・若者、子育て当事者からアンケート等を通じて、意見を聴取することはありましたが、計画に明確に位置付けられた取組ではありませんでした。本計画では、こども・若者から意見を聴取することに加え、こどもの人権に関する啓発活動の重要性を改めて認識し、新たな施策として位置付けます。
- 本市で実施した、こども等への意見聴取において「職員が学校に来て、対面で話することができれば意見をいいやすい」という声が多くあったことから、今後、定期的に各学校を訪問して意見聴取を実施していきます。

主な事業

1	こどもから意見を受け付ける体制の整備（こどもホームページの運営）	
	こどもホームページにおいて、テーマに沿ってこどもからの意見を受け付ける等、こどもが意見を言いやすい環境を整備します。	【担当課】 こども政策課
2	こども等への定期的な意見聴取	
	こども・若者に関する施策の検討に活用するため、市内の小学校、中学校、高等学校、大学を訪問し、こども等から意見を聴取します。	【担当課】 こども政策課
3	こどもの人権に関する啓発活動	
	「子どもの権利条約」で定められている「こどもの権利」について、こどもホームページをはじめ、様々な媒体を通して周知・啓発を行います。	【担当課】 こども政策課

4	人権教育推進事業	
	人権について正しい理解と認識を育むため、様々な人権課題に関する多様な学習機会の提供を図ります。	【担当課】 地域教育支援課
5	川越市人権教育実践報告会	
	人権について正しい理解と認識を育むため、様々な人権課題に関する多様な学習機会の提供を図ります。	【担当課】 地域教育支援課
6	人権作品を通じた人権意識の高揚	
	児童生徒が作成した人権作品（作文・絵画・標語）を人権啓発資料としてまとめ、広く紹介することにより、児童生徒や一般市民の人権意識の高揚を図ります。	【担当課】 地域教育支援課

施策目標 2 こどもの体験活動等への参画支援

施策の目指す方向性

こども・若者が健やかに成長するための原点である体験活動等へ参画できるよう、他団体との連携や地域資源の活用を通じて、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた様々な体験の機会や場の提供に取り組みます。

現状と課題

- 令和5年度に国が施行した「こども基本法」や「こども大綱」では、こども・若者が多様な社会的活動に参画する機会の確保や、多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの重要性が唱えられています。
- 国から示された方針を踏まえ、本市においても、こども・若者の健やかな成長に資する体験活動等の重要性を改めて認識し、こども等にそのような場を提供することができるよう、各種施策を推進していきます。

主な事業

1	子どもの文化芸術体験事業	将来を担う子どもたちとより近い距離で演奏を行うことにより、生の音に触れ、心の豊かさを育みながら音楽に親しむことができるよう実施する。	【担当課】 文化芸術振興課
2	スポーツ教室	各種目の競技団体と協力し、スポーツ教室を開催する。 (水泳、卓球、スケートボード、親子体操教室等)	【担当課】 スポーツ振興課
3	ジュニアスキー教室	川越市スキー連盟への業務委託により、市内在住・在学の小・中学生(小学4年生～中学3年生)を対象とした宿泊でのスキー教室を実施する。	【担当課】 スポーツ振興課
4	広島・長崎平和式典派遣事業	戦争の悲惨さや平和の大切さを学ぶことを目的として、市内の中学2年生を対象に広島市へ生徒を派遣する。	【担当課】 総務課
5	こども体験教室	様々な体験を通して歴史や文化に触れ、歴史や文化財に対する理解や関心を深めること等を目的として様々な体験事業を実施する。	【担当課】 博物館
6	ジュニアアートスクエア	子ども達のアートの芽を育む体験型のプログラムとして、原則毎月第4土曜日に定期的実施している。	【担当課】 美術館

7	青少年交流事業（少年の翼）	
<p>市内中学校から推薦された中学3年生を対象に、友好都市「中札内村」との交流や北海道での自然体験やグループワークなどを通して、次代を担うものとしての自覚を高めるための宿泊研修を実施します。</p>		<p>【担当課】 こども育成課</p>

施策目標3 様々な文化を背景に持つ子どもが尊重される社会づくり (多文化共生の実現)

施策の目指す方向性

外国にルーツのある子ども・若者とその保護者等が、言語や生活習慣の違いに不安、負担を感じず、地域の中で安心して生活することができるよう、誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

現状と課題

- 本市に在住する外国籍市民は、令和6年1月1日現在で10,040人と、平成31年1月1日現在の8,156人から大きく増加しており、本市総人口の3%近くを占めています。
- 言葉の壁等から日常生活に支障をきたしたり、地域社会にうまく溶け込めないなどの課題を抱える外国籍の市民を支援するとともに、地域における相互理解を深めることにより、外国籍の子どもとその保護者等が安心して生活できる環境の整備が求められます。
- 外国籍の子どもが日本の学校においてスムーズに就学・進学することができるよう、関係団体等と協力し、支援を推進していくことが必要です。

主な事業

1	日本語教室	川越市国際交流センターや公民館等において、外国籍市民や、日本語を母国語としない児童・生徒のための日本語教室を開催します。	【担当課】 国際文化交流課
2	多文化共生講座	市民の方に世界の多様な文化や価値観に触れてもらうため、語学やさまざまな国の文化や歴史などが学べる講座を開催します。	【担当課】 国際文化交流課
3	姉妹・友好都市交流の充実	多文化共生に向けた理解を図るため、川越市姉妹都市交流委員会と連携し、国内・海外姉妹友好都市との市民交流の充実に努めます。	【担当課】 国際文化交流課
4	就学に関する多言語情報の提供	「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド」を活用した情報提供	【担当課】 国際文化交流課
5	高校進学ガイダンスへの協力	日本語を母語としない子どもと保護者のために市民団体が開催する「高校進学ガイダンス」に協力する。	【担当課】 国際文化交流課

基本目標 2 妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

施策目標 1 切れ目ない支援によるこどもと親の健康の確保・増進

施策の目指す方向性

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、各種健診や訪問指導等の実施、相談体制の充実を通じて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うことにより、親子の健康の増進を図ります。

現状と課題

- 子育て世帯の核家族化や地域のつながりの希薄化など、妊産婦が孤立や不安を感じやすい環境となっていることから、母子保健分野の取組に関するきめ細やかな対応が求められています。
- 本市では、令和6年4月1日に「こども家庭センター」を開設し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握するとともに、妊産婦や保護者等からの相談を受け、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行っています。母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目ない支援に取り組んでいます。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	出産・子育て応援事業	
	<p>すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を支援します。妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近なところで相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、「経済的支援」を一体として実施します。</p> <p>①伴走型相談支援 妊娠届出後…すべての妊婦への面談 妊娠8か月ころ…すべての妊婦へのアンケート及び希望者への面談 出生届出後…対象者全員の全戸訪問</p> <p>②経済的支援等 妊娠時…妊婦に対して5万円の支給 出産後…新生児1人に対して5万円の支給</p>	【担当課】 母子保健課
2	1か月児健康診査	
	<p>乳児の疾病の早期発見、早期治療及び健康増進を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的として、出生後概ね1か月を経過した乳児が受診する1か月児健康診査にかかる費用の一部助成を実施します。</p>	【担当課】 母子保健課

3	乳幼児健康診査	
	乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診や相談支援を行い、こどもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消を図ります。	【担当課】 母子保健課
4	乳児家庭全戸訪問事業	事業計画
	専門職（保健師、助産師）が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する相談や情報提供、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整を行います。	【担当課】 母子保健課
5	産後ケア事業	
	産後1年以内の母子に対して保健指導、授乳指導、心身のケア及び育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。 【短期入所型産後ケア】医療機関等で宿泊により、産後ケアを行います。 【通所型産後ケア】日中、助産院等で産後ケアを行います。 【居宅訪問型産後ケア】助産師が訪問し、産後ケアを行います。	【担当課】 母子保健課
6	母子健康手帳の交付	
	妊娠の届出をした妊婦等に対し、妊娠・出産の経過やこどもの健診記録等の成長記録となる母子健康手帳を交付します。	【担当課】 母子保健課
7	妊婦健康診査	事業計画
	妊婦健康診査にかかる費用を一部助成することで、妊婦及び胎児の健康状態を定期的に把握するとともに、定期的な受診勧奨を促します。	【担当課】 母子保健課
8	両親学級等事業（旧事業名：マタニティスクール）	
	妊婦とそのパートナー等を対象にした教室で、妊娠・出産・育児・栄養についての正しい知識を普及し、妊娠中の不安の解消とパートナーの育児参加を支援します。	【担当課】 母子保健課
9	離乳食教室	
	保護者へ離乳食についての指導や相談を行い、離乳食に関する悩みや不安の解消を図ります。	【担当課】 母子保健課
10	乳幼児相談	
	乳幼児と保護者に対して相談の場を提供し、育児支援や育児不安の解消を図ります。	【担当課】 母子保健課
11	家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）	
	研修を受けた家庭訪問型子育て支援ボランティアが訪問し、子育て支援を行います。	【担当課】 こども育成課
12	こども医療費の助成	
	18歳の年度末までのこどもに係る医療費の一部を支給することにより、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ります。	【担当課】 こども政策課

13	夜間休日診療事業（小児）	
	川越市医師会及び川越市薬剤師会に対して、休日及び平日夜間において軽症の救急患者に対する診療を実施する診療所（川越市夜間休日診療所）の運営に係る経費の一部を補助します。	【担当課】 保健医療推進課
14	こどもの予防接種	
	こどもを感染症から守るため、予防接種法に基づき、乳幼児や児童等が受ける定期予防接種を実施します。	【担当課】 健康管理課
15	妊娠を希望する女性等への風しん予防接種	
	生まれてくる子どもを先天性風しん症候群から守るため、抗体価の低い妊娠を希望する女性等に予防接種を受けやすい環境を提供します。	【担当課】 健康管理課
16	幼児のむし歯予防推進事業	
	歯科口腔保健事業に係る関係機関等と連携し、フッ化物を応用したむし歯予防事業や乳幼児健診等での啓発活動を実施し、歯科口腔保健の推進を図ります。	【担当課】 健康づくり支援課
17	歯科健診・歯科保健指導等の実施	
	幼児へ歯科健診を行い、保護者に対し歯科指導・啓発や個別相談を行うことで、幼児のむし歯予防や、家庭での歯と口の健康づくりの推進を図ります。	【担当課】 母子保健課
18	妊産婦歯科健診	
	妊産婦を対象に歯科健診、歯科保健指導を実施します。	【担当課】 母子保健課
19	こども家庭センター	事業計画
	母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、妊娠期から子育て期にわたるさまざまな悩み等への相談支援を行う等、切れ目のない支援を実施するとともに、こどもへの虐待に対する予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭の相談について対応します。	【担当課】 こども家庭課、 母子保健課

施策目標 2 子育て家庭への支援

施策の目指す方向性

ひとり親家庭や生活困窮世帯などの支援が必要な家庭等を対象とした各種手当、医療や就労等の支援に加え、相談体制を充実することにより、自立した生活が送れるよう支援するとともに、孤育を防止する取組を行います。

現状と課題

- 親の世代からこどもの世代へと貧困が引き継がれる「貧困の連鎖」によって、こどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。こどもの貧困における実態や支援ニーズを把握し、それぞれの家庭状況に応じた経済的支援や就業支援など、総合的な自立支援を行うことが求められます。
- 特に、ひとり親家庭では、仕事と家事・育児に対する負担が大きく、各家庭が抱えるさまざまな課題に対応したきめ細やかな支援が必要です。また、経済的に課題を抱えた家庭等とつながることで、必要な支援につなげていくことも重要です。

主な事業

1	児童手当	高校生年代（18歳の年度末）までのこどもを養育している方に適切に支給することにより家庭等における生活の安定及び次代を担うこどもの健全な育成を図ります。	【担当課】 こども政策課
2	児童扶養手当	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていないこどもを育てている方や、こどもを育てている父又は母に一定の障害がある場合に支給します。	【担当課】 こども家庭課
3	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ります。	【担当課】 こども政策課
4	川越市遺児手当	父母のいない15歳の年度末までのこどもを養育している方に適切に支給することにより、こどもの健全な育成を図ります。	【担当課】 こども政策課
5	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等のさまざまな悩みや社会生活全般についての相談に応じます。また、相談内容に応じ、関係機関と連携して支援を行います。	【担当課】 こども家庭課
6	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付を行います。	【担当課】 こども家庭課

7	母子家庭等就業・自立支援センター事業	
	ひとり親家庭等の自立に向けた支援を総合的に実施するため、就業相談の実施、就業情報の提供、就業支援講習会の開催など、様々な就業支援を行うとともに、養育費に関する相談体制の整備等を行います。	【担当課】 こども家庭課
8	ひとり親家庭等生活向上事業	
	子育てと生計維持の両立を支援するため、ひとり親家庭の親が定期的に集い、日常の情報交換や家計管理等に関する学習の場を提供します。	【担当課】 こども家庭課
9	自立支援給付金事業	
	児童扶養手当受給者等が一定の資格を取得するために修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。 また、ひとり親家庭等の保護者が自主的に能力開発を行うため、指定講座を受講した場合、その費用の一部を自立支援教育訓練給付金により支給します。	【担当課】 こども家庭課
10	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	
	ひとり親家庭等の保護者を対象にその自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等とともに自立（就労）に向けた支援を行います。	【担当課】 こども家庭課
11	公営住宅における優遇登録	
	登録方式による入居募集に際し、母子世帯、多子世帯を対象に優遇して登録を行います。	【担当課】 建築住宅課
12	生活困窮者自立支援事業	
	複合的な課題を抱える生活困窮者の課題に応じた総合的な相談を行い、就労支援も含めた包括的かつ継続的な支援につなげていきます。	【担当課】 生活福祉課
13	生活保護事業	
	生活保護事業の基準に基づき、生活扶助、教育扶助、住宅扶助等、世帯状況に応じた扶助を行い、自立できるよう支援を行います。	【担当課】 生活福祉課
14	川越市子育てファミリー応援給付金	
	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、孤育てやワンオペ育児などを防止するため、子育て世帯とつながり、子育て支援のきっかけを作ります。	【担当課】 こども政策課

施策目標3 愛情を育む親子のふれあいの機会の充実

施策の目指す方向性

こどもが心身ともに健やかに成長するとともに、保護者の育児不安の軽減などを図るため、地域子育て支援拠点事業など、親子のふれあいや交流の機会の充実を図ります。

現状と課題

- 乳児期は、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期とされています。身近な大人がこどもと関わることにより、情緒の安定が図られ、これを基盤としてこどもの心身の発達が促されるなど、人としての土台がこの時期に作られていきます。
- 本市では、このようなこどもの健やかな育ちや保護者の子育ての不安感の解消などを支援するため、妊産婦や親子の交流・情報交換の場の提供を行っています。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	地域子育て支援拠点事業	事業計画
	子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援するため、地域の身近な場所で、子育てをする親子の交流の場を提供します。	【担当課】 こども育成課
2	子育てサロン事業	
	乳幼児をもつ親が交流できる場を設け、コミュニケーションを促進し、子育ての孤立化を防ぎます。	【担当課】 中央公民館
3	子育てサポーター養成講座	
	地域の子育てを支援する子育てサポーターを養成する講座を開催します。	【担当課】 中央公民館
4	ブックスタート事業	
	乳児と保護者が一緒に絵本を開くという楽しい体験を通じて、川越市に住む全ての乳児とその保護者の子育てを支援していきます。	【担当課】 中央図書館
5	長期療養児等育児支援	
	ダウン症等長期療養疾患があるこどもの保護者の情報交換等を通じ、育児不安の軽減を図ります。	【担当課】 母子保健課
6	産前・産後サポート事業	
	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者による相談や情報交換の場の提供により、相談支援を行います。	【担当課】 母子保健課

基本目標3 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

施策目標1 教育・保育の充実と質的向上

施策の目指す方向性

こどもの発達段階に応じ、希望する施設で幼児期の教育・保育を受けることができるよう、全体の需給バランスの調整及び更なる保育の質の向上に向けた取組を推進します。また、こどもを就学前の教育・保育から小学校入学に円滑につなげることができるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との連携を図ります。

現状と課題

- 本市では、積極的に民間保育所整備を進め、待機児童の解消に努めてきた結果、待機児童数は、令和2年度より2～10人以下の水準を維持しております。現在、本市の就学前児童数は減少傾向にあり、将来、保育所の定員数が過大となることが予想されることから、今後は、保育全体の需給バランスを調整することや、更なる保育の質向上が課題となるものと考えられます。
- また、幼児期の教育・保育と小学校教育がそれぞれの段階における役割と責任を果たし、こどもの発達や学びの連続性を保障するため、両者が円滑に接続し、教育の連続性を確保していく必要があります。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	通常保育事業	事業計画
	すべてのこどもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の適切な提供及び質の向上を推進します。	【担当課】 こども政策課、 保育課
2	認可外保育施設等の認可化支援	
	認可を希望する認可外保育施設等の認可の支援を行います。	【担当課】 こども政策課
3	保育士研修	
	保育所の職員に対する研修の機会を確保し、保育の質の向上を図るために、市内の公立・法人立保育所、小規模保育施設等に勤務する保育士等を対象に研修を実施します。	【担当課】 保育課
4	認定こども園の推進	事業計画
	保育所と幼稚園の制度の枠組みを超えて幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取組を推進します。	【担当課】 こども政策課、 保育課

5	幼稚園事業の推進	事業計画
	幼稚園の施設型給付対象施設への移行支援を行うとともに、幼稚園入園希望者に対する情報提供等を行います。	【担当課】 こども政策課、 保育課
6	地域型保育事業	事業計画
	地域型保育事業として、少人数（定員6～19人）を対象に、少人数で保育を行う「小規模保育事業」、従業員と地域のこどもを保育する「事業所内保育事業」、障害・疾病などにより、自宅での保育を行う「居宅訪問型保育事業」、家庭的保育者による「家庭的保育事業」を行います。	【担当課】 こども政策課、 保育課
7	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	
	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用するこどもの利用料を一部軽減します。	【担当課】 保育課
8	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	事業計画
	保育所等への民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置や運営を促進します。	【担当課】 こども政策課、 保育課
9	未就学児に対する食育の推進	
	保育園食育目標である「一人ひとりのこどもの食を営む力を育み、豊かな心と体を育てる」を目標に、各公立保育所において食育指導を行うとともに、食の関心や健康づくりへの意識を高めるために、園児に対して栄養教育を行い、家庭での食育の推進を図ります。	【担当課】 保育課、 母子保健課
10	人権保育の推進	
	人権保育基本方針に基づき、保育所における人権保育を推進します。	【担当課】 保育課
11	認可外保育施設等への施設等利用給付	
	認可外保育施設等の利用者の申請に基づき、円滑な施設利用費の給付を行います。	【担当課】 保育課
12	幼稚園等への施設等利用給付	
	少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の負担軽減を図るため、幼稚園等を利用する保護者に対して、施設利用料の一部を支給します。	【担当課】 保育課
13	幼保小連絡懇談会の実施	
	小学校を中心とした地区の幼稚園・保育所・認定こども園でグループを組み、懇談会を開催します。それぞれの地区の実態に即した幼児教育の在り方について、テーマに沿って話し合いを行います。	【担当課】 教育指導課

施策目標 2 多様な保育事業の推進

施策の目指す方向性

多様化する保育ニーズにも対応できるよう、きめ細やかな保育事業を推進するとともに、ニーズを捉えた新たな保育サービスの提供を図ります。

現状と課題

- 保護者の就労形態の多様化、家族構成の変化などにより、保育ニーズが多様化しています。本市で令和5年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、保育所等における一時預かり事業を利用したことのある人が13.8%であるのに対し、利用したいと考えている人は60.8%と高いニーズが認められるなど、本市においても様々なニーズに対応した保育施策の充実が求められています。
- こどもが家庭以外で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などを目的として、保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育所を時間単位で柔軟に利用できる新たな制度「こども誰でも通園制度」を創設します。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	時間外保育事業（延長保育事業）	事業計画
	保育所において、定められた時間を超えて児童を預かります。	【担当課】 保育課
2	保育所等における一時預かり事業	事業計画
	保護者の傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により緊急・一時的に保育を必要とする場合に、保育所又はその他の場所において一時的に児童を預かります。	【担当課】 保育課
3	幼稚園等における一時預かり保育事業	事業計画
	幼稚園や認定こども園において教育時間の前後または長期休業日等に一時的に児童を預ります。	【担当課】 保育課
4	統合保育事業	
	障害のあるこどものうち、発達のために集団保育が必要とされるこどもについて、保育所において保育を行います。	【担当課】 保育課
5	病児保育事業	事業計画
	病院、保育所等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行います。	【担当課】 こども育成課

6	ファミリー・サポート・センター事業	事業計画
	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。	【担当課】 こども育成課
7	子育て短期支援事業	事業計画
	保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由によりこどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて、トワイライトステイ（平日夜間のこどもの預かり）及びショートステイ（宿泊を伴うこどもの預かり）を実施します。	【担当課】 こども家庭課
8	川越市保育ステーション事業	
	保育所を利用するにあたって送迎に困難を抱える家庭を支援するため、保育所と保育ステーション（子育て安心施設「すくすくかわごえ」内）間の児童の送迎を行うとともに、保護者が迎えに来るまで保育ステーションにおいて児童を預かります。また、同保育ステーションにおいて、土日・祝日を含め「乳幼児一時預かり保育」を行います。	【担当課】 保育課
9	休日・夜間保育事業	
	多様化する保育ニーズに対応するため、休日の保育の実施や夜間の保育の実施について、対応を図ります。	【担当課】 こども政策課、 保育課
10	こども誰でも通園制度	
	保護者の就労要件を問わず、また時間単位等で柔軟に利用できる通園給付制度の適切な運用を実施します。	【担当課】 保育課

施策目標3 子育て支援サービスの充実

施策の目指す方向性

子育てに関する各種講座をはじめとする子育て支援サービスを総合的に提供するとともに、情報発信や提供体制の充実など、子育て中の家庭が必要な情報を入手しやすい環境整備を推進します。

現状と課題

- 本市で令和5年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、子育て情報誌やホームページなどの利用意向が高い結果となっており、保護者から情報発信の充実が求められていることが分かります。
- また、身近な場において、子育て支援サービスに関する情報提供や相談に応じる「利用者支援事業(基本型)」、保育コンシェルジュ(保育士)が保育を希望される方から入所に関する相談等に応じる「利用者支援事業(特定型)」については、令和6年4月に設置・運営を開始しております「こども家庭センター」と連携し、子育て世帯にとってより利用しやすくなるよう、利便性の向上に努める必要があります。
- 更に、市役所庁舎が子育て世帯にとってより利用しやすい施設となるよう整備を行うなど、必要な情報を入手しやすい環境整備を進めます。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	利用者支援事業(基本型・特定型)	事業計画
	<p>(基本型) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、こどもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整を行います。</p> <p>(特定型) 多様な保育ニーズに対応するため、保育コンシェルジュ(保育士)を配置し、保育施設等の情報提供や個別のニーズに応じた保育サービスの提供を行います。</p>	<p>【担当課】 こども育成課、 こども家庭課、 保育課</p>
2	子育て情報の発信	
	<p>子育て情報誌「こえどちゃん」の発行をはじめ、LINE等のSNSやホームページなど、子育て世帯が受け取りやすい方法により子育てに関する情報を発信します。</p>	<p>【担当課】 こども政策課</p>
3	パパ・ママ応援ショップ事業	
	<p>埼玉県と共同し、協賛企業等で提示することで特典を受けられる「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を配布し、地域、企業、行政が一体となり子育て家庭を応援する社会的気運の醸成を図ります。</p>	<p>【担当課】 こども育成課</p>

4	赤ちゃんの駅事業	
授乳及びおむつ替え等の対応が可能な施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、市民にわかりやすく標示するとともに広く周知を図り、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図る事業を埼玉県と共同して実施します。		【担当課】 こども育成課
5	家庭教育講座	
家庭の教育力を高めるため、こどもの成長や発達段階に応じた講座を開催します。		【担当課】 中央公民館
6	市役所庁舎の施設整備	
老朽化等に伴う授乳室や、おむつ交換台等の改修を行います。		【担当課】 管財課

基本目標4 こども・若者の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策目標1 学校教育の充実

施策の目指す方向性

将来を担うこどもたちの豊かな心、確かな学力、健やかな体を育成するため、一人ひとりのこどもに寄り添った教育環境の充実に向けて取り組みます。

現状と課題

- 小中学校におけるこどもたちが抱える様々な課題への対応や、個に応じたきめ細やかな指導を行うため、本市では、オールマイティーチャーターの配置や少人数指導の充実に取り組んでいます。
- こどもたちの学ぶことに対する興味・関心、知的好奇心や探求心を醸成し、より質の高い学校教育を提供するために、こどもたちにとって魅力ある事業の充実に努めています。

主な事業

1	オールマイティーチャーター配置事業	
	各学校の課題に応じて臨時講師を配置し、児童生徒に対し、きめ細やかな指導を行います。	【担当課】 学校管理課
2	少人数指導の充実	
	少人数指導やチーム・ティーチングによる、個に応じたきめ細かな指導を実施し、学力育成を図ります。	【担当課】 市立小中学校
3	川越市教職員研修事業	
	教職員の資質・能力の向上を図るため、市立学校の教職員の研修を実施します。	【担当課】 教育センター
4	川越市イングリッシュキャンプ	
	児童生徒に英語に興味・関心を抱いてもらえるように、英語指導助手の指導・支援のもとで様々な英語を使ったアクティビティを体験する事業を実施します。	【担当課】 教育センター

施策目標 2 健やかな成長のための保健対策の推進

施策の目指す方向性

思春期を迎えることもたちが心身ともに健全に成長することができるよう、食育や保健対策の充実を図ります。

現状と課題

- 学童・思春期は、身体面の発育と精神面での発達を通して自我が形成され自立していく中で、健康的な生活習慣の確立に向けて重要な時期です。本市では、生涯にわたって健康を維持・増進するため、基礎的な体力づくりと合わせて、食に関する指導や保健教育を推進しています。
- 思春期における保健対策については、心身の健康に関する重要な課題であり、学習の機会の確保や正しい知識の普及、相談体制の充実を図ることが必要です。
- 男女ともに性や妊娠、性感染症等に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進する必要があります。

主な事業

1	小・中学校における食育の推進	
	学校における食育推進のため、各校で、教科・領域等において作成した全体計画に基づき、食育の推進を図ります。	【担当課】 教育指導課、 学校給食課、 教育センター
2	薬物乱用防止啓発	
	薬物乱用防止に係る啓発及び広報誌に記事を掲載し、周知を行います。 また、全市立学校で薬物乱用防止教室を開催し、児童・生徒とその保護者への啓発を図ります。	【担当課】 保健総務課、 教育指導課
3	性感染症対策	
	エイズを含む性感染症対策として、エイズ及び性感染症検査を行うとともに、相談を受け付けます。また、市内の中学校等を対象に出前講座を実施します。	【担当課】 保健予防課
4	プレコンセプションケアの推進	
	子ども・若者の健康を増進し、より質の高い生活を実現してもらうため、相談支援を実施します。	【担当課】 母子保健課、健康 づくり支援課、保 健予防課、教育指 導課、その他関係 課

施策目標3 家庭や地域による教育力の向上

施策の目指す方向性

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立した大人となるため、家庭と学校、地域が連携して、子どもたちを取り巻く環境の整備を推進します。

現状と課題

- 家庭では、親が家庭における役割と責任を自覚し、子どもにとって一番身近な存在として力を発揮するために、親が親として育ち、力を高めることが求められています。
- 地域ぐるみの教育を推進するため、本市では、地域の特色を生かした体験活動や学校教育の支援などを行う、地域子どもサポート推進事業を実施しているほか、将来地域の担い手となる青少年の育成を目指すため、ジュニアリーダーの養成・育成にも取り組んでいます。
- 今後も、学校、家庭、地域がそれぞれの役割のもとに連携して、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を高めることが重要です。

主な事業

1	地域人材活用事業	
	地域人材の積極的な活用を図り、児童・生徒にとって特色ある教育活動や体験活動を行います。	【担当課】 学校管理課
2	親の学習講座	
	多くの親が集まる機会を活用し、親が親として育ち、力をつけるための学習を実施し、家庭の教育力の向上を図ります。	【担当課】 地域教育支援課
3	幼稚園・保育園・高等学校家庭教育講座	
	親と子どもが共に育ち合う環境づくりを進めるため、子どもの年齢に応じた子育て・しつけの方法についての講話や、親同士の意見交換など、学習情報・学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。	【担当課】 地域教育支援課
4	コミュニティ・スクール	
	学校と保護者・地域住民等が目標やビジョンを共有し、熟議する中で知恵を出し合い、連携・協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を行います。	【担当課】 学校管理課
5	地域子どもサポート推進事業	
	子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、学校、家庭、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人と人のネットワークの構築を図りながら、地域の特色を生かした体験活動や学校応援団活動など、地域ぐるみで子どもたちを育てる取組の充実を図ります。	【担当課】 地域教育支援課

6	中学生社会体験事業	
生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実を図るため、各市立中学校において、近隣の各事業所の協力のもと、中学生に社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていきます。		【担当課】 教育指導課
7	社会体験学習及び交流活動	
市内公立中学校が、それぞれの学校区内にある保育所にて社会体験学習や交流活動を実施します。		【担当課】 保育課
8	ジュニアリーダー養成・育成事業	
地域の子ども会活動のリーダーであるジュニアリーダーを養成・育成するための学習や研修を実施し、将来地域の担い手となる青少年の育成支援を行います。		【担当課】 地域教育支援課

基本目標5 地域と社会でこども・若者、子育てを支える環境づくり

施策目標1 少子化対策の推進と次代の親の育成

施策の目指す方向性

妊娠・出産を望む方の希望をかなえることができるよう支援体制の整備を推進するとともに、次代の親となるこどもや若者が、就労や子育てなど将来を考えるための施策を実施していきます。

現状と課題

- 令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」で掲げられた、少子化対策の加速化プランを踏まえ、本市としても、「共働き・子育ての推進」に資する施策の実施等、少子化の傾向に歯止めをかけることを目的として、少子化対策に係る各種取組を推進していきます。
- 本市で令和5年度に実施した「若者の意識と生活に関する調査」では、こどもについての現状・将来像を複数回答で聞いたところ、「子どもを1人又は2人授かりたい」が32.1%と最も高く、「なるべく早く若いうちに子どもを授かりたい」(20.3%)、「年齢的なタイミングはこだわらないが、いずれは子どもを授かりたい」(18.9%)と続き、こどもを授かることへの願望は高いものの、全国的な傾向と同様、本市においても出生数が減少傾向にあります。
- このような状況から、本市においては、次代の親を育成する観点から、妊娠、出産、子育てに関する市民の希望がかなえられるよう取組を進めていく必要があります。

主な事業

1	不妊・不育症に対する支援	
	不妊・不育症検査にかかる検査費用の一部を助成するとともに、不妊専門相談センターにおいて専門医による相談を実施しています。	【担当課】 母子保健課
2	子育て体験学習	
	思春期をむかえる中学生に、「命の力」「命のつながり」等を話し伝えることで、自己肯定感を高め、自己と他者を大切に思う心を養うとともに、実際に乳児やその親と交流することで、自分が生まれてきたことに喜びを感じてもらい、母性・父性の育成を支援します。	【担当課】 こども育成課
3	ワーク・ライフ・バランス推進事業	
	ワーク・ライフ・バランスの推進のため、事業主や従業員に対し、啓発やセミナーを開催します。	【担当課】 男女共同参画課、 雇用支援課
4	家庭における男性の参画促進	
	男性の家事・育児等家庭生活への参画を促進するため、情報紙による意識啓発や男女共同参画に関する講座を実施します。	【担当課】 男女共同参画課

施策目標2 こども・若者の居場所づくり

施策の目指す方向性

こども・若者の成長段階に応じたニーズに対応し、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの取組を推進します。

現状と課題

- 地域のつながりの希薄化や、児童虐待、こども・若者の自殺、不登校やひきこもりなど、こども・若者を取り巻く厳しい環境などを背景に、こども・若者が自分の居場所を持ちにくい状況に置かれています。自分の居場所がないことは、孤独や孤立の問題と深く関係しており、こども・若者が、安全に安心して過ごせる居場所をもつことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。
- どこにも居場所がないこども・若者が生じないよう、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことは重要であり、また、できるだけ多様な居場所を持てるよう支援していく必要があります。それぞれの地域において、潜在化しているものも含めたニーズを把握し、こども・若者の特性を配慮した多様な居場所づくりに取り組む必要があります。
- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは、第三者が中心となつて行われるものであるため、居場所と感ずることと、居場所づくりには隔たりが生じ得ることから、こども・若者にとっての居場所となるためには、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが重要です。
- 本市で実施した、こども等への意見聴取において「学校や家以外に勉強することができる場所がほしい」という声が多くあったことから、今後、公民館等の既存施設を活用する等、こども・若者の居場所づくりを推進していきます。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	放課後児童健全育成事業	事業計画
	<p>就労等により保護者が留守になっている家庭の小学校に就学している児童に対し、放課後、小学校の余裕教室等において適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全育成を図ります。</p> <p>事業の推進にあたり、学童保育室における保育面積拡大のための新築・改修工事、既存保育室の改修工事、空調設備やトイレ等の設備設置・改修工事等を行い、保育環境の維持・改善を行います。</p> <p>また、一定の要件を満たした民間放課後児童クラブに対し、補助金を交付します。</p>	<p>【担当課】 教育財務課、 こども育成課</p>

2	児童館機能の整備 各児童館の特性を活かし、地域の高齢者と連携した異世代間交流や、外国籍市民との交流を深め、国際理解を促進する等、豊かな感性・情操を育む児童館事業を推進していきます。 また、児童センターこどもの城について、老朽化した施設・設備を改修するとともに、利用者ニーズによる屋内プレイエリアや、プレーパークにも対応した屋外広場の改修等を行い、若者も含めたこどもの居場所の機能としての役割に加え、誰もが利用しやすい快適な空間の創出を目指します。	【担当課】 こども育成課
3	放課後子供教室の推進事業	事業計画 【担当課】 地域教育支援課
4	こどもの居場所づくりの推進 【公共施設などでの子どもの居場所づくり事業、プレーパーク事業、川越市子どもの居場所づくり推進事業、コミュニティソーシャルワーカー配置事業】 (公共施設などでの子どもの居場所づくり事業) こどもたちが遊びや自習、会話を楽しむなど安全で安心して自由に過ごすことができる場を提供します。 (プレーパーク事業) こどもの居場所づくりの一環として、こどもたちが外で遊ぶきっかけをつくることを目的とし、児童センターこどもの城の広場や児童遊園の活用等により、魅力的で、こどもたちが自由に遊ぶことができる場を提供します。 (川越市こどもの居場所づくり推進事業) こども食堂など、こどもの居場所づくりを行っている団体を支え、貧困の連鎖を解消する一助とするため、各種運営団体への支援や利用者への情報提供を行っている川越市社会福祉協議会に対する補助金交付を通じた支援を行います。 (コミュニティソーシャルワーカー配置事業) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を川越市社会福祉協議会に配置し、困難を抱えるこども・若者の居場所となるこども食堂や学習支援の場の立ち上げや運営を支援します。	【担当課】 福祉推進課、 こども育成課、 こども家庭課、 中央公民館
5	児童遊園の整備 幼児・児童を交通事故から守り、異年齢児交流及び健康・体力を増進し、健全な育成を推進する拠点としての児童遊園を、自治会等との協議を踏まえ、整備します。 児童遊園の利用状況や遊具の老朽化の状況等を踏まえて、既存遊具の更新等を計画的に行い、地域の幼児・児童の安全な遊び場の確保及び健全育成を図ります。	【担当課】 こども育成課
6	都市公園の整備 市民サービスの向上やこども・若者の居場所づくりの一環として老朽化した遊具や公園施設の改修・補修及び新規公園の整備を実施します。	【担当課】 公園整備課
7	児童育成支援拠点事業 不登校のこども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降のこどもの居場所に関する包括的な支援を検討します。	事業計画 【担当課】 こども政策課 こども育成課、 こども家庭課

施策目標3 こども・若者の健全育成に向けた取組

施策の目指す方向性

すべてのこども・若者が、ひとりの人間として健やかに成長できるよう、こども・若者の健全育成の取組や相談支援を行います。

現状と課題

- 本市では、地域全体でこども・若者の健全育成を推進するため、関係機関等と連携して、人材育成や地域活動に取り組んでいます。一方、デジタル社会の進展、保護者の就労形態の多様化、居場所のないこども・若者の存在、地域のつながりの希薄化など、こども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、いじめなどを原因とする不登校やひきこもりなど、様々な悩みを抱えるこども・若者がみられる状況です。
- このような状況から、こども・若者が社会性を身につけ、地域社会の一員として成長するとともに、悩みやいじめなどの解消に向けた取組が必要です。

主な事業

1	青少年を育てる市民会議	青少年健全育成活動が、市民総ぐるみで推進されるよう、関係機関・団体と協働して各種事業を実施します。	【担当課】 こども育成課
2	民生委員・児童委員研修会	民生委員・児童委員が知識や技術を習得できる研修を提供し、様々な問題に対応できるよう支援します。	【担当課】 福祉推進課
3	高校生のための労働法セミナー	市内の高校において、労働法の出前講座を行います。	【担当課】 雇用支援課
4	若者のライフデザインの支援	市内の高校等において金融教育授業を実施し、高校生等が将来に向けて必要な知識を学ぶ機会を提供します。	【担当課】 こども政策課
5	ネットパトロール事業	各市立学校を対象に、児童生徒をネット上のいじめ等から守るために、学校非公式サイト等の検索及び書き込み等の監視をするとともに、24時間体制でいじめ等の相談や情報提供を受け付けるインターネット上の窓口を開設し、適切に対処します。 学習者用データを閲覧し、児童生徒及びその関係者の生命・心身・財産に対して脅威となるものや脅威につながる恐れのあるものを発見し、適切に対処します。	【担当課】 教育指導課

6	青少年悩みごと相談事業	
	青少年とその家族等を対象に、青少年の抱えている将来や学校・職場についての悩み、心配ごと、不安等の相談を受け付けています。	【担当課】 こども育成課
7	非行防止活動	
	青少年の健全育成のため、少年補導員を委嘱し、こどもたちの見守りや非行を未然に防ぐ活動を実施します。	【担当課】 こども育成課

基本目標6 こども・若者の未来をつくる取組の推進

施策目標1 こども・若者の可能性を支える取組の推進

施策の目指す方向性

こども・若者が将来の夢や進学の実現できるようにするため、ひとり親家庭や生活困窮世帯のこども等を対象に、身近な場所での学習支援や経済的負担軽減を行うとともに、地域の多様な関係者の支援体制の構築に向けて取り組みます。

現状と課題

- 本市で令和5年度に実施した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」では、中学2年生の将来の進路希望で、「短期大学・大学」と回答した割合は、一般層が56.7%であるのに対し、困窮層では16.3%となっています。また、16～17歳の今後の進路希望(複数回答)で、「大学」と回答した割合は、一般層が78.9%であるのに対し、困窮層では59.1%となっており、困窮層ほど、高等教育を受けたいという希望が持てない傾向にあります。
- 近年、小中学校就学援助の受給者数は、約4,000人で推移しており、経済的支援を必要としている児童生徒が一定程度見受けられる状況となっています。
- 本市では、こども・若者が将来の夢や進学の実現できるようにするため、本市の修学支援等の制度の周知を図り、支援が必要な児童生徒への学習支援を一体的に進めるとともに、多様な主体が連携して支援する環境整備に努めてきました。今後も誰一人取り残さないよう、支援体制の充実を図ります。
- 結婚が全てではないといった多様な価値観・考え方があることを尊重しつつ、結婚を希望する人や、育児と仕事の両立を希望する人がそれらを実現できるように支援をする必要があります。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	ひとり親家庭等学習支援事業	
	ひとり親家庭等の中学生を対象に、学習習慣の定着や基礎的な学力向上のための支援及び進路相談等に応じるとともに、家庭や学校以外で日々の悩み等を相談できる居場所づくりを行います。	【担当課】 こども家庭課
2	川越市生活困窮者学習・生活支援事業	
	貧困が世代を超えて連鎖することがないように、生活困窮世帯(生活保護受給世帯を含む)のこどもに対する生活習慣・育成環境の改善に係る支援及び学習支援並びに保護者に対する養育支援等を行います。	【担当課】 生活福祉課

3	川越市ひとり親家庭、低所得子育て世帯等大学等受験料・模擬試験受験料支援事業	
	川越市生活困窮者学習・生活支援事業に参加している高校3年生を対象として、大学等の受験料及び模擬試験受験料を支給し、また同事業又はひとり親家庭等学習支援事業に参加している中学3年生を対象として模擬試験受験料を支給します。	【担当課】 こども家庭課
4	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合に給付金を支給します。	【担当課】 こども家庭課
5	川越市育英資金貸付制度	
	経済的理由により高等学校等へ進学することが困難な方に対して、その才能を育成するために資金の貸し付けを行います。	【担当課】 教育総務課
6	川越市大学奨学金支給制度	
	学業成績が優秀であり、経済的理由により大学における修学が困難な高校生等に対して、返済を必要としない給付型奨学金を支給することにより、経済的支援を行います。	【担当課】 教育総務課
7	準要保護児童生徒に対する就学援助	
	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費などについて、必要な援助を行います。	【担当課】 教育財務課
8	実費徴収に係る補足給付を行う事業	事業計画
	世帯の所得状況等を勘案し、教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用、行事への参加費用等について、負担軽減を図るために助成を行います。 また、低所得世帯や多子世帯の児童が私学助成幼稚園を利用する際の副食材料費について、負担軽減を図るために助成を行います。	【担当課】 保育課
9	女性の就労支援事業	
	ウエスタ川越内の男女共同参画推進施設において、就労支援に係る資格取得やスキルアップのための講座を実施します。	【担当課】 男女共同参画課
10	女性の再就職セミナー（託児付）	
	就職を希望する女性を対象とする女性向けの就労支援セミナー及び託児付き就労支援セミナーを開催します。	【担当課】 雇用支援課
11	結婚支援事業	
	結婚を希望する男女の出会いの催し「かささぎの橋」を開催します。	【担当課】 広聴課
12	結婚相談	
	結婚を希望する方に出会いの場の提供と支援を行います。	【担当課】 広聴課

施策目標2 こども・若者が安全・安心の下で、自分らしく成長できる体制の整備

施策の目指す方向性

様々な悩みや不安により不登校やひきこもりの状態になり、孤独やストレスを抱えているこども・若者が心の安心を取り戻し、自分らしく成長できるよう寄り添った支援を行います。

また、こども・若者や子育て世帯が安全・安心に生活することができるよう、通学路の安全確保をはじめ、交通安全対策を推進するとともに、防犯に関する各種施策を実施します。

現状と課題

- 本市で令和5年度に実施した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」及び「若者の意識と生活に関する調査」では、外出頻度が少ない傾向にあるこども・若者のうち、外出頻度が少なくなってきたからの期間が、「6か月以上」と回答した割合は、59.6%(小学5年生)～73.9%(中学2年生)と、外出頻度が少ない傾向が長期化していることがわかります。
- その理由として、「学校(や職場)にうまくなじめなかったこと」と回答した割合は、16～17歳で4人に1人の25.0%、「いじめられた」と回答した割合は、小学5年生で5.5%であり、特に学校での問題について、こども・若者により沿った相談体制の充実を図るなど、問題を長期化させず、早期に解決できるような取組が求められています。
- 心の安心に加え、こども・若者が安全に暮らせるよう、本市では、こどもの年齢に応じた交通安全教育を行うなど、関係機関が一体となって交通事故防止に取り組んでいます。また、自治会を中心とした地域の防犯推進体制の整備に努め、「地域の安全は地域で守る」という認識のもと、防犯のまちづくり活動が行われています。
- こども・若者が自分らしく成長していけるよう、地域や学校、関係機関が連携して、心身ともに安全・安心なまちづくりに取り組むことが必要です。

主な事業

1	不登校対策の推進	
	不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向け、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進するとともに、個々の不登校児童生徒に対して多様で適切な教育機会を確保するなど、状況に応じた支援を推進します。	【担当課】 教育センター
2	教育相談事業	
	6歳から18歳まで(年長から高校生等)の教育に関わるさまざまな悩みなどについて、教育相談支援員等による教育相談体制の充実を図ります。	【担当課】 教育センター

3	いじめ相談事業	
	児童生徒、保護者からのいじめに関する相談に応じるなど相談体制の充実を図り、相談者に寄り添うと共に、相談者と関係機関を繋げて建設的な行動へつながるように助言を行う。	【担当課】 教育センター
4	ひきこもりに関する相談	
	相談日（要予約）を設け、ひきこもりに困っている本人・家族に対し、問題解決に向けた支援を実施します。	【担当課】 保健予防課
5	ひきこもり公開講座	
	ひきこもりに関する正しい理解と知識を学ぶための講座を実施します。	【担当課】 保健予防課
6	こども110番の家	
	こどもの登下校時の安全・安心を支えるため、地域住民がいざというときの駆け込み先となれるよう、こども110番の家に対して支援を行います。	【担当課】 こども育成課
7	交通安全教室	
	交通安全教室を実施し、交通安全思想の普及を図ります。	【担当課】 防犯・交通安全課
8	児童の登校時の交通安全指導	
	児童の登校時に交通の危険な場所において登校指導を行います。	【担当課】 防犯・交通安全課
9	安全・安心な通学路等の確保	
	児童生徒の通学路の安全を確保するため、路面表示等の安全対策を講じるとともに、スクールガードリーダーの見守りや安全見守り講習会等を実施します。	【担当課】 防犯・交通安全課、教育指導課
10	防犯情報等の提供	
	小江戸川越防犯のまちづくり情報メール配信サービス及び川越市公式LINEにより、メール及びLINE登録者に対し防犯に関する最新情報を提供します。	【担当課】 防犯・交通安全課

施策目標3 こどもを虐待から守る取組及びこども・若者が社会生活を円滑に営むための支援の推進

施策の目指す方向性

こどもを虐待から守り、安心して生活できるよう、また、ヤングケアラーとしての身体的・精神的負荷を軽減・解消し、社会生活を円滑に営むことができるよう、家庭への支援や関係機関との連携により、問題の発生予防、早期発見、早期対応に取り組みます。

現状と課題

- 全国的に児童虐待の相談件数が過去最多を記録する中で、本市においても、相談件数が増加している傾向にあります。児童虐待防止対策にあたっては、家庭への支援をはじめ市民一人ひとりの意識啓発が重要であり、養育に関する不安の軽減や親の成長を支える取組とともに、制度の周知や啓発活動を行う必要があります。また、関係機関の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を更に進めていくことが必要です。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを過度に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題が近年クローズアップされており、令和5年度に本市で実施した調査においても、家事(洗濯、掃除、料理、片付けなど)を毎日1時間以上行っていると回答した中学2年生が7.9%、家族の看病や世話を毎日1時間以上行っていると回答した16～17歳が3.2%いることが明らかになっています。
- ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出るなど、社会生活を円滑に営むことが困難な状態になってしまうため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報を共有・連携して、早期発見し、世帯全体を支援する視点を持った必要な取組が求められています。

主な事業

1	要保護児童対策地域協議会	事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業
	要保護児童等の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携ができるよう協議します。	【担当課】 こども家庭課
2	児童虐待防止の啓発活動	
	児童虐待に関する講座への講師派遣や広報へのチラシ折り込みなどにより、必要な機会をとらえて児童虐待に関する周知啓発を行います。	【担当課】 こども家庭課
3	児童虐待防止 SOS センター事業	
	児童虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援を図るため、電話による相談を実施します。	【担当課】 こども家庭課
4	養育支援訪問事業	事業計画
	「乳児家庭全戸訪問事業」や関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援が必要であると認めた家庭に対し、育児支援に関する技術的援助を専門の相談員等が訪問により実施します。	【担当課】 こども家庭課

5	家庭児童相談	
	こどもの発達に関すること、学校生活（幼稚園、保育園等も含む）、家族関係などの相談に応じます。	【担当課】 こども家庭課
6	ふれあい親子支援事業	
	育児不安が強く支援が必要な母親に対し、グループミーティング等を通じて、不安の解消を図ります。	【担当課】 母子保健課
7	乳幼児健診未受診等育児支援訪問事業	
	乳幼児健診未受診世帯に対して、その状況を把握し、受診推奨や育児支援を行い、児童虐待の予防、育児不安の軽減を図ります。	【担当課】 母子保健課
8	妊娠期からの虐待予防強化事業	
	県内の産婦人科医療機関等と連携し、妊娠期の段階から支援が必要とされる家庭を積極的に把握し、訪問等を行い、早期に育児不安の解消を図ります。	【担当課】 母子保健課
9	子育て世帯訪問支援事業	事業計画
	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭などに対し、訪問支援員を派遣し家事育児等の支援を実施します。	【担当課】 こども家庭課
10	親子関係形成支援事業	事業計画
	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	【担当課】 こども家庭課、 療育支援課
11	デートDV防止啓発	
	若年層に働きかけ、デートDVの被害に遭わないよう予防・啓発活動を行います。	【担当課】 男女共同参画課
12	ヤングケアラーへの支援体制の充実	
	ヤングケアラーの発見から支援につなげるまでの一連のプロセスを確立し、関係各課・各機関等に共有するとともに、ホームページ等で幅広く周知することで、ヤングケアラー本人やその周囲の大人等に気付きを与え、支援につなげます。	【担当課】 福祉推進課、地域包括ケア推進課、こども政策課、こども育成課、こども家庭課、その他関係課
13	ヤングケアラーに係る啓発活動	
	ヤングケアラーについて、ホームページ等で周知・啓発を行うことによって、本人に気づきを与えることができるとともに、ヤングケアラーの周囲の大人等が気づくことによって支援につなげます。	【担当課】 こども政策課

施策目標4 障害児・医療的ケア児の施策の充実と支援体制整備の推進

施策の目指す方向性

障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもとその保護者が、地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携し、支援体制を充実させるとともに、職員の資質の向上を目指すなど、障害児施策の充実を図ります。

現状と課題

- 障害のある子どもは、年々増加傾向にあり、障害児支援のニーズも多様化しています。一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を提供できるような体制整備が求められています。
- 医療技術の進歩に伴い、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアが不可欠である医療的ケア児が増加しています。医療的ケア児の健やかな成長を図るために、心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることに加え、その保護者の離職防止等、家族に対する支援を充実させることも必要です。
- 令和6年4月の改正児童福祉法の施行を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたことを受け、本市では、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援を行うとともに、保育所等訪問支援や地域における相談支援等の地域支援体制の充実に一層努めています。

主な事業

1	障害児通所支援事業の充実	
	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援事業サービスについて、提供体制の確保及び安定に努めるとともに、その質の向上を促進します。	【担当課】 療育支援課
2	医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置	
	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。	【担当課】 障害者福祉課、 療育支援課
3	医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	
	医療的ケア児とその家族が地域において直面する課題及びその対応策を検討するため、医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議を実施します。	【担当課】 障害者福祉課、 療育支援課
4	児童発達支援センター	
	児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業を実施し、障害のある子どもや医療的ケア児の特性に応じた発達支援及びその保護者に対する支援を実施します。また各種相談支援や親子教室等を実施し、地域における障害児支援の中核的役割を担う機関として発達支援、家族支援及び地域支援を行うとともに、地域全体の障害児支援の質の向上に努めます。	【担当課】 療育支援課

5	生活サポート事業	在宅の障害児、障害者及びその家族の必要に応じ、障害児等の一時預かり、送迎、外出援助等のサービスを提供します。	【担当課】 障害者福祉課
6	特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障害のある20歳未満のこどもを養育している方に適切に支給することで、こどもの福祉の増進を図ります。	【担当課】 こども政策課
7	障害児福祉手当	重度の障害児に対して、経済的及び精神的負担の軽減を図るため手当を支給します。	【担当課】 障害者福祉課
8	障害者等相談支援事業	地域の障害児(者)が自立した生活を送ることができるよう、必要な助言及び支援を行います。	【担当課】 障害者福祉課
9	就学相談事業	障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行えるよう、就学相談体制の充実を図ります。	【担当課】 教育センター
10	未熟児養育医療給付	養育のため指定養育医療機関に入院加療が必要な未熟児等に対して、その養育に必要な医療給付を行います。	【担当課】 健康管理課
11	自立支援医療(育成医療)給付	18歳未満で、心臓障害や先天性の内臓障害などの身体障害を有する方が指定自立支援医療機関で受ける育成医療を給付します。	【担当課】 健康管理課
12	小児慢性特定疾病医療給付	国が指定した慢性疾病について、家族の経済的負担を軽減するため、必要な医療の給付を行います。	【担当課】 健康管理課
13	特別支援教育の充実	通常の学級・特別支援学級の在籍に関係なく、すべての児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行います。また、それぞれの学びの場での指導支援を一層充実させ、インクルーシブ教育システムの構築を推進します。	【担当課】 教育センター
14	特別支援教育の理解促進	小学生・中学生を対象とした、特別支援教育に係る理解啓発のための授業を行います。また、保護者を対象としたセミナー「発達障害セミナー」を開催することで、特別支援教育を保護者に広く周知し、理解を深めていきます。	【担当課】 教育センター
15	特別支援教育研修の充実	児童生徒一人ひとりに応じた教育の充実を図るため、教職員が特別支援教育に係る実践的な指導力を高められる研修を実施します。	【担当課】 教育センター)

參考資料

1. 策定経過

2. 答申書

3. 子ども・子育て会議 委員名簿

4. こども等から出た意見

5. 掲載事業の目標一覧

※現在、各事業における成果指標等の調整を行っているため、イメージとして第2期計画の1事業を抜粋して掲載しております。

基本目標3: 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

【施策目標3: 子育て支援サービスの充実】

No.	事業名	成果指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和6年度)
	子育て情報の発信	子育て情報誌年間発行部数	20,000部	20,000部

6. 用語解説